

随意契約理由書

1 案件名称

老人クラブ活動援助業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会

3 随意契約理由

大阪市では、国が指定する「老人クラブ活動等事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づき、老人クラブの活動等のより一層の活性化を図り、高齢者のいきがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的として、「老人クラブ活動等事業」を実施しており、その一環として「老人クラブ活動援助業務委託」を行っている。

国要綱では、この「老人クラブ活動等事業」は、小学校単位では老人クラブが、区単位では区老人クラブ連合会が、市単位では一般社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施主体となり、各種活動を行うことと定められ、一般社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施主体となって行う事業は、老人クラブ等活動推進員の設置や老人クラブや区老人クラブ連合会の活動推進のための企画立案等である。

当該「老人クラブ活動援助業務委託」は、各区における区老人クラブ連合会及び単位老人クラブ活動等を援助するため、老人クラブ活動援助員を設置する業務であり、上記のとおり大阪市老人クラブ連合会が実施主体となり行う事業である。

よって、国要綱に規定されている本市唯一の団体である一般社団法人大阪市老人クラブ連合会に特名随意契約により本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8054）

随意契約理由書

- 1 案件名称
老人クラブ活動推進業務委託

- 2 契約の相手方
一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会

- 3 随意契約理由
大阪市では、国が指定する「老人クラブ活動等事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づき、老人クラブの活動等のより一層の活性化を図り、高齢者のいきがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的として、「老人クラブ活動等事業」を実施しており、その一環として「老人クラブ活動推進業務委託」を行っている。

国要綱では、この「老人クラブ活動等事業」は、小学校単位では老人クラブが、区単位では区老人クラブ連合会が、市単位では一般社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施主体となり、各種活動を行うことと定められ、一般社団法人大阪市老人クラブ連合会が実施主体となって行う事業は、老人クラブ等活動推進員の設置や老人クラブや区老人クラブ連合会の活動推進のための企画立案等である。

当該「老人クラブ活動推進業務委託」は、大阪市内における老人クラブ活動を推進するため、老人クラブ活動推進員を設置する業務であり、上記のとおり大阪市老人クラブ連合会が実施主体となり行う事業である。

よって、国要綱に規定されている本市唯一の団体である一般社団法人大阪市老人クラブ連合会に特名随意契約により本事業を委託する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8054）

随意契約理由書

1 事業名称

令和7年度 全国健康福祉祭選手団派遣事業（概算契約）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団

3 随意契約理由

一般社団法人 大阪府地域福祉推進財団は、高齢者のスポーツ・健康づくり活動、地域活動を推進するための組織作り、高齢者の社会活動についての啓発、高齢者の社会活動振興のための指導者等育成事業等、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、行政と民間の総合基地として、平成元年に設立された団体である。

全国健康福祉祭派遣事業に関しては、当財団が設立された当初から事業を開始し、大阪府は平成25年度から選手団の派遣等について業務委託している。

当財団は、派遣選手の選考会を実施している各競技団体との強力な協力関係を有しており、選手団派遣事業については、非常に精通している。

また、当財団は、全国健康福祉祭の主催者側の一つである一般財団法人長寿社会開発センターが各都道府県に一つ設置している「明るい長寿社会づくり推進機構」としてその役割を担っており、本事業も実施事業の一つとなっていることから、当財団が本事業を遂行しえる府下唯一の団体であるため、全国健康福祉祭選手団派遣事業を一般財団法人大阪府地域福祉推進財団と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号 06-6208-8054）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度敬老優待乗車証（ＩＣカード）発行・管理業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社スルッとKANSAI

3 随意契約理由

福祉局では、高齢者施策として、敬老優待乗車証条例に基づき、大阪市に住所がある 70 歳以上の方を対象とし、Osaka Metro が運行する地下鉄・ニュートラムや大阪シティバスが運行するバスを乗車 1 回につき 50 円で利用可能とする敬老優待乗車証を発行している。

敬老優待乗車証のＩＣカード化を行うにあたっては、先払い式のＩＣカードか後払い式のＩＣカードかを決定する必要がある。

先払い式のＩＣカードの場合、利用金額が未確定の段階で本市から利用者に一定額を交付し、余剰や不足が生じた場合には返金や、追加交付等の手続きが生じることから利用者の利便性を大きく損なうことになることから困難である。

後払い式ＩＣカードの場合、利用金額確定後に本市がOsaka Metro 及び大阪シティバスへ確定金額を支払うことが可能であり、本市の手続きや利用者の利便性に大きな影響がない。

以上のことから、後払い式のＩＣカードを導入することを決定し、平成 19 年度から実施している。関西圏で後払い式のＩＣカードを導入している事業者は、P i T a P a システムの運用を行っている株式会社スルッとKANSAI のみであるため、株式会社スルッとKANSAI と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8056）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 敬老優待乗車証（ＩＣカード）5年次更新に関する申請受付業務委託
（単価契約）

2 契約の相手方

日本郵便株式会社

3 随意契約理由

敬老優待乗車証制度は、高齢者の方に敬老の意を表するとともに、生きがいつくりや社会参加の促進に一定の役割を果たしているが、更新手続き時には「寝たきりの状態でないこと」「本人確認ができること」等を確認する必要がある。一方で、ＩＣカードの更新申請時には、交付要件を満たすことを確認するためにできるだけ多くの窓口を設置し申請者の分散を図る必要があること、利用者の混乱をきたさないこと等を考慮する必要がある。

日本郵便株式会社は、実施に必要と考えられる全ての条件を満たしており、加えて窓口数が多いこと、従来から申請受付事務を委託しており申請受付窓口として浸透していること、他都市での同様の業務を実施している実績もあることから、現時点で唯一対応可能な事業者であるため、日本郵便株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8056）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市敬老優待乗車証データ媒体変換処理業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 DACS

3 随意契約理由

本業務は大阪市敬老優待乗車証の発行・管理に関して本市、大阪市高速電気軌道株式会社、大阪シティバス株式会社、株式会社スルッとKANSAI、受注業者である株式会社DAC Sにおいて敬老優待乗車証（ICカード）に関する券面の情報（新規・更新・再発行等）や対象者の情報（辞退・転居・死亡・利用実績等）を、データ伝送や電子媒体により常時連携している業務である。各連携方法については、「本市と株式会社DAC S」及び「大阪市高速電気軌道株式会社・大阪シティバス株式会社と株式会社DAC S」は電子媒体により連携しており、「株式会社スルッとKANSAIと株式会社DAC S」はデータ伝送により連携している。

福祉局所管事業のうち、本業務と類似する「大阪市徴収金口座振替処理データ伝送等における業務委託」等に関しては、伝送先が銀行でありデータ伝送の手法も一般化・汎用化されていることから、入札により業者を決定する方式を採用しているが、本業務においても、入札により業者を決定する方式を採用した場合は、結果として本市の費用負担が増加すると見込まれる。

例えば、受注事業者を変更した場合、上記「大阪市徴収金口座振替処理データ伝送等における業務委託」等においては、本市がそのテスト費用を負担しない仕組みとなっている。一方、本業務では、スルッとKANSAIによる事業者変更審査の承認を得てから本市負担により伝送テストを行う必要があることから、株式会社DAC Sが本業務を開始した際は、本市の費用負担によりスルッとKANSAIに伝送テストを実施させていたところである。株式会社DAC Sに引き続き本業務を実施させる場合は、本市は当該テスト費用を負担する必要がない。

また、受注事業者を変更する場合は、本業務に対応するための初期費用（受注者側におけるデータ伝送構築費用等）については、業務委託料として本市が負担することになるが、株式会社DAC Sに引き続き本業務を実施させた場合は、初期費用が不要となるため、結果的に業務委託料が安くなると見込まれる。

以上のとおり、他の事業者に本業務を実施させた場合は、本市側の費用負担が増えるが、引き続き株式会社DAC Sに本業務を実施させた場合は、本市の費用負担の削減につながると見込まれることから、株式会社DAC Sと特名随意契約を行う。

なお、永続的に特名随意契約を行うのではなく、制度変更等があった場合には入札も含め最適な契約手法を用いることとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号：06 - 6208 - 8056）

随意契約理由書

1 案件名称

生活支援ハウス運営事業（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 健成会

社会福祉法人 キリスト教ミード社会館

社会福祉法人 森の宮福祉会

社会福祉法人 ともしび福祉会

3 随意契約理由

生活支援ハウスの運営については、「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け厚生省老人保健福祉局長通知）により、「この事業の実施主体は市町村とし、地域の実情に応じ、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができるものとする。」こととされており、平成14年度以降、生活支援ハウスを設置し、事業運営する社会福祉法人に委託してきた。

生活支援ハウスを建設するにあたっては、施設整備する際の「法人等選考委員会」において、事業の趣旨・目的を十分理解し、施設経営に強い意志を有し、経営全般について良好な実績を収めていること、法人等の経営者が社会福祉事業に熱意と高い識見を有し、かつ法令等の定めを遵守していること、法人等が行おうとしている施設整備が各法令・計画等に照らし妥当であること等の要件を満たした法人が選考されている。

これにより選考された法人が生活支援ハウスを建設し、事業運営するものであり、当該運営業務委託については競争入札等に適しないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話番号 06 - 6208 - 7485）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市介護保険第三者行為損害賠償求償事務業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

介護保険法第21条第2項により、市町村は、第三者の行為によって被保険者に保険給付を行った場合、その給付価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することとなる。

また、同条第3項により、その請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険団体連合会に委託できるとされている。よって「法令等の規定により履行できるものが特定される業務」であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部介護保険課保険給付グループ（電話番号 06-6208-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市介護保険保険者事務共同処理業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

当業務は、介護給付費等の審査・支払に関する事務において管理する各被保険者の介護保険認定情報、台帳情報及び高額介護サービス費受領委任払情報等、並びに、給付実績のデータ保管や統計資料等の各種データを適正かつ効率的に処理する能力を有する事業者へ委託する必要がある、また、審査・支払に関する事務と一体的に行われる業務であるため、介護保険法第 41 条第 10 項により、審査及び支払に関する事務を委託することとなっている当該事業者と「法令等の規定により履行できるものが特定される業務」であることから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部介護保険課保険給付グループ（電話番号 06-6208-8059）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市介護給付費等の審査及び支払事務業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、全国共通のシステム（介護保険審査支払等システム）が構築されている。

なお、本業務である介護給付費等は、医療保険と同様のしくみで請求や支払いを行うことから、大阪府国民健康保険団体連合会において、全国共通のシステムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部介護保険課保険給付グループ（06 - 6208 - 8059）

随意契約理由書

- 1 案件名称
特養入所待機者管理システム運用保守業務

- 2 契約相手方
株式会社 ニューロテックシステム

- 3 随意契約理由

特別養護老人ホーム（以下、「特養」という）に入所を希望する対象者は、それぞれ入所申込書を各特養に提出し、特養が行う入所選考委員会の審査を受けた上で、入所することができるが、空床がなければ入所することができず、空床ができるまで待機する必要がある。

これら入所待機者についてのデータを「特養入所待機者管理システム」（以下、「システム」という）で管理を行い、今後の特養整備計画に必要な各区の待機者数の把握や、特例入所判定会議での判定等に活用している。

株式会社ニューロテックシステムはシステム設計・開発を行っており、本市からの問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応でき、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる唯一の事業者である。

以上の要件を勘案し、システム保守にかかる業務委託を受注できる事業者は株式会社ニューロテックシステム以外に存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署
福祉局高齢者施策部高齢施設課
(電話番号06—6241—6530)

随意契約理由書

- 1 案件名称
介護保険施設情報提供等事業（概算契約）

- 2 契約の相手方
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟

3 随意契約理由

介護サービスを利用している在宅の要介護高齢者の不安解消とケアマネジャーの負担を軽減して適切な介護サービスの提供に繋げるため、施設から入退所関係情報を収集して高齢者の相談窓口である地域包括支援センターへの迅速かつ正確な情報提供、及び適切なアドバイスを行う必要がある。

また、高齢者からのケアマネジャーや地域包括支援センターへの相談内容が在宅生活の継続が困難で、緊急に特別養護老人ホーム（以下、「特養」という）への入所が必要であると判断出来る場合は緊急入所判定委員会を開催して入所斡旋を行う必要があり、ケアマネジャー、地域包括支援センター、各区の社会福祉協議会、特養をはじめとする入所施設及び居宅サービス事業者の大半が加盟している大阪市老人福祉施設連盟（以下、「市老連」という）の組織力を活用する事で、迅速な協議・調整を行う事が出来る。

平成27年4月以降における要介護1又は2の方への特例入所の運用については、保険者（市区町村）が施設の求めにより、入所申込者が特例入所要件に該当するか否かを入所申込情報に基づいて特例入所対象者判定会議で審議した内容を意見表明する必要があるが、意見表明する場合は介護認定審査委員の意見を参考にするよう厚生労働省から指導があったため、判定会議が円滑に行われるよう会議開催前に調整し、介護認定審査委員と特例入所要件について確認する必要がある。

また、入所申込者の情報については、さまざまな個人情報取り扱い扱われる事から一元的に管理する必要がある。

さらに、特養においては特例入所要件に該当しなかった入所申込者や特例入所要件に該当したが入所できなかった入所待機者に対して、希望に沿った適切な居宅や他の施設の介護サービスを提供できるよう調整するにあたり、市老連の組織力を活用することで、迅速かつ適切に対応する事が出来る。

よって「業務の履行が可能な業者が特定される業務である」ことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署 福祉局高齢者施策部高齢施設課（電話番号 06 - 6241 - 6530）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 運営指導チェックシステム運用保守業務

2 契約相手方

株式会社 ニューロテックシステム

3 随意契約理由

指定介護保険サービス事業所及び指定障がい福祉サービス事業所に対する運営指導は、介護サービス等の質の確保や保険給付の適正化を図るため、厚生労働省の定める実施頻度で行う必要があるが、サービス事業所は年々増加しており、業務の効率化が必要である。

そのため、運営指導業務に携帯用端末機を導入し、従来は手書き作成の帳票を用いていたところをエクセルファイルにより電子化し、効率化を図ってきた。

令和6年度からは、当該エクセルファイルを「運営指導チェックシステム」として、システム化して運用している。

株式会社ニューロテックシステムはシステム設計・開発を行っており、本市からの問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応でき、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる唯一の事業者である。

以上の要件を勘案し、システム保守にかかる業務委託を受注できる事業者は株式会社ニューロテックシステム以外に存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部運営指導課指導グループ

福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ

随意契約理由書

1 案件名称

就労チャレンジ事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社アソウ・ヒューマニーセンター大阪支店

3 随意契約理由

就労チャレンジ事業は、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等、直ちに求職活動を行うことが困難な者や、直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者、生活保護受給者及び生活保護申請中の者に対する、日常生活自立段階及び社会生活自立段階の就労支援による一般就労へ向けた連続的かつ包括的な支援実施と就労訓練事業への事業者参画及び利用促進を目的とする。

本事業は、業務の実施方法に定型的なものがなく、多様な手法を取り入れることのほか、公募型プロポーザル方式を導入することにより、民間事業者の豊富な事業経験やノウハウを生かし、その創意工夫によって、より効果的な事業執行が期待でき、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社アソウ・ヒューマニーセンター大阪支店の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社アソウ・ヒューマニーセンター大阪支店と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06 - 6208 - 7959）

随意契約理由書

1 案件名称

子ども自立アシスト事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

- ・北エリア：特定非営利活動法人関西こども文化協会
- ・西エリア：一般社団法人こもれび
- ・東エリア：特定非営利活動法人志塾フリースクール
- ・南エリア：特定非営利活動法人志塾フリースクール

3 随意契約理由

子ども自立アシスト事業は、生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯のうち、中学3年生を中心とした中学生及び高校生世代（未進学者、中退者）を有する世帯で、複雑な家庭環境など様々な課題を抱える世帯に対し、子ども自立アシスト支援員のカウンセリング（面談支援）により、進学意欲や将来の就労意欲を高め、生活保護の脱却や未然防止を目指し、「貧困の連鎖」の防止を図ることを目的とした事業である。

本事業は子どもとその保護者に対し継続した支援を行い、子どもの健全育成、社会的自立を促す事業であり、業務の実施方法に定型的なものがない。予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生むためには民間事業者の豊富な事業経験やノウハウを生かし、その創意工夫による多種多様な手法を取り入れる必要がある。より効果的な事業執行のためには民間事業者からの提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、総合的に優れた提案を行った上記事業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06 - 6208 - 7959）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市生活困窮者自立支援事業（相談支援）【北区】業務委託 外 23 件【各区分】

2 契約の相手方

別紙一覧のとおり

3 随意契約理由

本業務は、生活困窮者の自立の促進を図るため、それぞれの状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的としており、地域特性に応じて様々な事業展開を行っていくことが必要不可欠である。本事業の業務委託についてはその性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、総合的に優れた提案を行った上記事業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループ（電話番号 06-6208-7959）

区名	委託予定事業者
北区	社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会
都島区	社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会
福島区	社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会
此花区	社会福祉法人みおつくし福祉会 ・社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会共同体
中央区	公益社団法人大阪社会福祉士会
西区	社会福祉法人みなと寮 ・社会福祉法人大阪市西区社会福祉協議会共同体
港区	社会福祉法人みなと寮 ・社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会共同体
大正区	社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会
天王寺区	一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション ・社会福祉法人リベルタ共同体
浪速区	有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 ・一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション共同体
西淀川区	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター大阪支店 ・社会福祉法人大阪市西淀川区社会福祉協議会共同体
淀川区	社会福祉法人みなと寮 ・社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会共同体
東淀川区	社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会
東成区	一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション ・社会福祉法人リベルタ共同体
生野区	社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会
旭区	社会福祉法人リベルタ ・一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション共同体
城東区	社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会
鶴見区	社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会
阿倍野区	社会福祉法人大阪市阿倍野区社会福祉協議会
住之江区	株式会社東京リーガルマインド大阪法人事業本部
住吉区	社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会
東住吉区	社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会
平野区	社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会
西成区	社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会 ・社会福祉法人大阪自彊館共同体

随意契約理由書

- 1 案件名称
生活困窮者自立支援事業（法律相談）
- 2 契約の相手方
大阪弁護士会
- 3 随意契約理由
法律相談の対応については、専門的な内容に応じるための資格が必要であることから弁護士がもっとも適当である。

本市においては、法律相談を 24 区で実施するにあたり、緊急的な依頼に対応が可能な弁護士を常時確保しておく必要があり、これらの業務に対応できるのは大阪弁護士会のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7959）

随意契約理由書

1 案件名称

あいりん日雇労働者等自立支援事業

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

本事業は、あいりん地域の日雇労働者に対し、相談により必要な支援につなぐことや、働く場所の確保、緊急一時的な宿所の提供を行うことを目的としている。支援についてはさまざまな方法が考えうるところであり、よりノウハウの豊富な団体の提案を受けることで、より効果的な事業実施を期待できることから、業者選定方法として公募型プロポーザル方式を採用し、外部委員による選定会議を実施した。選定委員会において意見を聴取した結果、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課ホームレス自立支援グループ
(電話番号 06 - 6208 - 7924)

随意契約理由書

1 案件名称

三徳生活ケアセンター事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館

3 随意契約理由

三徳生活ケアセンター事業は、大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で援護を要する者を生活ケアセンターに一時的に入所させ、生活指導・就労相談等を行い、社会復帰及び自立促進を図ることを目的としている。

三徳生活ケアセンター退所後、居宅を構え生活保護を受給する者や自立支援センターに入所し、就労による自立をめざす者がいる一方で、精神的・身体的な問題を抱え日常生活を営むことが困難な者の大半は救護施設に入所し、支援を受けながら生活を送っている。

救護施設に入所する者にとって、住環境を変えることは大きな負担となることもあり、継続的に安定した支援を行うためには、ケアセンターと救護施設を同一建物内で一体的に運営することが重要となる。

救護施設である三徳寮については、三徳生活ケアセンターと同一建物内で(社福)大阪自彊館により運営されていることから、三徳生活ケアセンター事業の運営について同法人へ随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06－6208－7924）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪婦人ホーム生活ケアセンター事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪婦人ホーム

3 随意契約理由

大阪婦人ホーム生活ケアセンター事業は、大阪市内の女性住居不定者のうち、高齢・病弱等で援護を要する者等（DV 被害者含む）を生活ケアセンターに一時的に入所させ、生活指導・就労相談等を行い、社会復帰及び自立促進を図ることを目的としている。

生活ケアセンター退所後は、社会復帰や自立可能と判断された場合は、生活保護費を受給する者や自立支援センターに入所し自立を目指す者もいるが、入所者の大半は、精神的・身体的な問題を抱えていることから、日常生活支援や生活活動等を通じて生活の基盤を整え、就労や地域生活移行など、利用者の意向に沿ってそれぞれの自立を目指す救護施設に引き続き入所している。

引き続き救護施設へ入所する者にとっては、住環境を変えることは大きな負担であり、支援の継続性が危ぶまれることから、ケアセンターと救護施設を同一建物内で一体的に運営することが必要となる。

また、DV 被害等のある利用者の性質上、女性だけの環境で支援を行う必要があることから、平成 14 年より救護施設であるホーリーホームとともに同一建物で運営を開始した。

なお、救護施設については生活保護法に基づき設置される公設置と民間設置の 2 種類があるが、ホーリーホームについては本市施設を貸付けて設置した民間設置であり、当該運営事業者である（社福）大阪婦人ホームへケアセンターの運営業務について随意契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7924）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市手話奉仕員養成等事業業務委託（長期継続）（概算契約）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会

3 随意契約理由

本市での聴覚障がい者等の地域生活でのニーズは複雑・多様化しており、地域や相談の特性を踏まえた高度な手話通訳が必要となっている。

そのため、本市の手話奉仕員養成講座は、全国共通のカリキュラムに加えて、本市の特性を踏まえた手話通訳スキルの向上をカリキュラムに追加し、各区単位で講座を開催することとしている。

本市の特性を踏まえた講座は、手話通訳活動を通して、本市の聴覚障がい者等と生活環境等の相談に対応する等の実績を踏まえた内容の講座が必須であり、その講座を実施するためには本市登録の手話通訳者が最適である。

一般社団法人大阪市身体障害者団体協議会は、各区で手話サークル等を実施するなど、日ごろから地域に根付いた手話の普及活動に努めている団体であり、本市登録の手話通訳者の大多数が所属している。

以上の理由から、一般社団法人大阪市身体障害者団体協議会は本市講座のカリキュラムを踏まえた指導体制を整備することができる唯一の団体である。

したがって、一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会を契約相手方として特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話番号 06-6208-8072）

随意契約理由書MS 明朝

1 案件名称

点訳奉仕員養成事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会

3 随意契約理由

本業務は、国の地域生活支援事業の奉仕員養成研修事業の位置付けとなっている。

点字は、視覚障がい者が情報を得るための重要な伝達手段であり、優秀な指導者により集中的に指導することで、点字技術の効果的習得が期待できる。また、点字の指導にあたっては、カリキュラム指定がないため、事業者によっては指導内容にレベル差が生じてしまうため、点字指導に実績があり精通したノウハウが求められる。

以上の理由から、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話番号 06-6208-8072）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市要約筆記者養成及び要約筆記者派遣事業業務委託（長期継続）（概算契約）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会

3 随意契約理由

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 6 号及び第 7 号並びに第 78 条第 1 項に基づき実施する事業である。聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

近年、聴覚障がい者等の生活相談業務においては、ますます相談・通訳件数が増加し、また内容が複雑かつ多様化しており、利用者の要求レベルに応じて手話通訳者等を的確にコーディネートできる能力及び専門的かつ高度な手話技術が求められる。とりわけ、裁判案件では利用者の権利及び義務に重大な影響を及ぼすものであることから、関係法令や諸制度を正確に理解した上で意思疎通支援を行う必要があり、また緊急で手術等を要する医療案件でも、障がい特性を十分に踏まえた上で病状や治療方法について正確に手話通訳を行う必要があるなど、業務を行う上で求められる知識や技術の専門性は相当高く、また緊急性の高いものもある。

一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会は、肢体・視覚・聴覚など障がい種別を問わず多くの身体障がい者が加盟する当事者団体であるとともに、手話通訳に関しては、昭和 45 年の関連制度開始当初より、大阪市内の聴覚障がい者に対する手話通訳者の派遣を一手に担い、健常者と同等の情報取得を保障する活動を継続してきた唯一の団体である。

また、市内 24 区に支部を配置し、地域の実情に応じた障がい者への相談・支援をはじめとする各種活動を行うなど、市内の障がい者の地域生活に密接に関連して活動している団体である。

加えて、全国有数の高い専門性と豊富な経験を有する手話通訳士を 6 名配置するほか、さまざまな障がい特性に応じたきめ細やかな対応を行うことのできる経験豊かな手話通訳者を 3 名確保し、安定的かつ継続性のある対応を行うことのできる確固たる組織力を有している。

本事業の遂行にあたっては、上記のとおり増加する手話通訳派遣に対応できるコーディネート能力と、利用者の多種多様なニーズをきめ細やかにとらえ、的確に対応できる専門性の高い相談援助技術および手話通訳能力が必要不可欠であるが、障がい当事者が抱える問題を熟知した上で、医療場面などの緊急性の高い案件等を含めて対応できる経験とスキルを有し、かつ、組織的に確かな対応ができる団体は、当該相手方のほかになく、特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話番号 06 - 6208 - 8081）

1 案件名称

大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会

3 随意契約理由

本業務は、障がい者の社会参加の機会の確保とその促進を図るため、障がいや障がいのある方の理解啓発活動、障がい者やその家族の自発的社会参加につながる活動、障がい者の芸術・文化活動、スポーツ活動、野外活動及び社会見学の機会を設定し社会参加の意欲を向上させるものである。理解啓発活動に当たっては、障がい者施策や社会情勢に精通し的確な啓発を行っていく必要があり、全市的に迅速な対応が求められること、また、自発的活動支援や芸術・文化活動・スポーツ活動等の実施については、障がい者の特性を理解し、継続的、効果的に社会参加が可能となるように、適切な活動選択とそれを実行できる能力が実施事業者には求められる。

以上の理由から、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話番号 06-6208-8072）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立早川福社会館点字図書室運營業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

社会福祉法人 日本ライトハウス

3 随意契約理由

早川福社会館点字図書室は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 34 条の規定に基づく視覚障がい者情報提供施設として、早川福社会館点字図書室ボランティアグループの協力を得て、視覚に障がいのある方に対し点字図書・雑誌及び録音図書・雑誌等（以下、「点字及び録音図書等」という）の貸出や対面読書等を通じて情報提供を行い、また、点字及び録音図書等製作にかかるボランティア養成を行うことにより視覚障がい者に対する福祉の増進並びに社会参加を図る事業である。

なお、令和元年 7 月より新たに視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が施行され、視覚以外の障がいにより、視覚による表現の認識が困難な方に対しても必要な配慮を行うものとなっていることから、視覚障がい者以外の方に対しても同様に福祉の増進並びに社会参加を図っていく。

本事業は、視覚に障がいのある方などがより多くの情報を得てもらうことにより、日常生活の不安を少しでも解消し社会参加への意欲向上などを目的としている。

より多くの情報を提供するためには、点字及び録音図書等の制作が重要であり、制作にあたってはボランティアとの協働が必要不可欠であることから、ボランティアとの連携や養成が重要である。

また、視覚障がいのある方などの利便性の向上や、理解しやすいような表現方法の工夫、また新しいメディアによる提供など、実施事業者には専門性の高い知識や経験などが求められる。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、上記法人が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記法人と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。応募条件を満たしており、事業実施を行ううえで最適の法人であるとの意見が得られたため、本市において、総合的判断のうえ、同法人と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課企画グループ（電話番号 06 - 6208 - 7992）

1 案件名称

大阪市バリアフリー情報発信事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社 イズイズ

3 随意契約理由

本事業は、大阪市内の施設等のバリアフリー整備状況や施設情報を大阪市のホームページ上で提供することによって、障がい者が外出する際の利便性の向上や積極的な社会参加の推進を図ることを目的としている。

これまで行ってきたサービスを低下させることなく、また一層多様化する利用者ニーズに対応しながら、より効果的な運営を行うためには、優れた専門性を有する法人へ業務を委託する必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、上記法人の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。応募条件を満たしており、事業実施を行ううえで最適の法人であるとの意見が得られたため、本市において、総合的判断のうえ、同法人と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課企画グループ（電話番号 06 - 6208 - 7992）

1 案件名称

大阪市ハートフル商店街事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

3 随意契約理由

本事業は、大阪市内の障がい者福祉サービス事業所が販売・提供する商品・サービスの紹介等の情報を大阪市のホームページ上で提供することによって、授産製品の販売促進を実施することにより工賃水準の引き上げや就労による自立・生活水準の向上を図ることを目的としている。

これまで行ってきたサービスを低下させることなく、また一層多様化する利用者ニーズに対応しながら、より効果的な運営を行うためには、優れた専門性を有する法人へ業務を委託する必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、上記法人の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。応募条件を満たしており、事業実施を行ううえで最適の法人であるとの意見が得られたため、本市において、総合的判断のうえ、同法人と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課企画グループ（電話番号 06 - 6208 - 7992）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 障がい者歯科診療センター業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本事業は、不随意運動や衝動的な行動などの障がい特性があり、一般の歯科診療機関では対応が困難な障がい児(者)に対し、大阪府と共同で歯科治療の場を提供するものである。

一般社団法人大阪府歯科医師会は、一般の歯科診療機関では治療が困難な障がい児(者)への対応を可能とするための障がい児(者)専用の診療設備を複数設置している診療所を有しており、また、障がい者歯科診療専門の医師と歯科衛生士を複数体制で配置が可能で不随意運動や衝動的行動がある患者への安全な対応が可能であり、本事業の受託が適正に実施できる唯一の事業者である。

よって、地方自治法令第167条の2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適さないものとして大阪府とともに、一般社団法人大阪府歯科医師会と随意契約による3者契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話番号 06 - 6208 - 8081）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市緊急援護資金貸付事業業務委託

- 2 契約の相手方
大阪市民生委員児童委員協議会
会長 小嶋 憲子

- 3 随意契約理由

大阪市緊急援護資金貸付制度は、生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、傷病手当金の支給決定を受けた者が、その支払日までに資金調達が困難な場合に、その世帯の援護のために緊急に必要な資金を貸し付けることにより、経済的自立及び生活意欲等の助長促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的としている。

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という）の職務としては民生委員法第14条に住民の生活状態を適切に把握し、福祉事務所をはじめ関係機関と協力し、様々な福祉サービスの適切な利用のために必要な情報提供をすること等が定められ、特に第2項において「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」と規定され、また活動上知り得た情報についての守秘義務が同法第15条で規定されている。

貸付業務の実施については、単に一時的な資金を貸し付け償還指導するだけではなく、支援を要する貸付対象世帯の人権の尊重やプライバシーの保護という基本に立ち、その世帯の実態の把握等を行うとともに、借受人に対し生活の安定及び向上に必要なきめ細かかつ継続的な援助活動を行い、経済的自立を促す必要がある。

このような業務の趣旨から、上記のような法に基づく職務規定にのっとり地域に密着した活動を行い、実情をこまやかに把握しているのは民生委員において他になく、民生委員の支援活動として、本市民生委員全員をもって組織される唯一の団体である大阪市民生委員児童委員協議会を本事業の委託先として指名する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部地域福祉課（電話番号 06-6208-7951）

随意契約理由書

- 1 案件名称
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

- 2 契約の相手方
社会福祉法人 大阪市各区社会福祉協議会

- 3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、これまで地域において実施してきたコミュニティソーシャルワーク（相談支援等）機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」として実施する。

- ① 地域の見守り活動への支援
- ② 孤立世帯等への専門的対応
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーク（CSW）」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、単なる名簿情報の収集・管理とするのではなく、名簿情報及び同意確認を行う際の家庭訪問等から得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。また、地域の見守り活動に対する助言を行い、見守り活動の活性化のための支援が求められる。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問等を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これまで述べたように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は、平成 26 年 4 月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援ネットワーク」が、疲弊することのないよう、「見守り支援ネットワーク」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。そのような視点からも、福祉の専門職団体で構成される社会福祉協議会において活動することで、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市各区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部地域福祉課（電話番号 06-6208-7954）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度 民生委員・児童委員活動推進事業業務委託
- 2 契約の相手方
大阪市民生委員児童委員協議会
- 3 随意契約理由
民生委員・児童委員活動推進事業は、民生委員・児童委員の資質向上のための研修事業である。
当該事業は「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」において「3ー(1)ースー(カ)民生委員・児童委員研修事業」として、国庫補助の対象となる旨が示されており、実施要領の「4 事業の実施 (1)」において、『研修を計画するに当たっては、民生委員・児童委員協議会等と連携するよう留意すること。』と定められている。
民生委員協議会は民生委員法第20条により組織することが規定されており、その任務は民生委員の職務に関して関係行政機関との連絡調整や民生委員に対して必要な知識及び技術の習得等をさせることとされている。
大阪市においては、本市の民生委員・児童委員全員をもって組織される唯一の団体である大阪市民生委員児童委員協議会が、協議会の組織運営を一体的に担い、民生委員・児童委員活動の推進と民生委員・児童委員相互の連絡協調を行っている。同協議会は、本市の民生委員・児童委員の中心となって活動している各区協議会会長や地区委員長も含まれており、各地域の現状・問題等を的確に把握することができ、その解決に向けて必要な研修を実践していくことができる。
よって、課題等を適切に把握し、地域の実情に応じた研修の実施及び事業運営が確保できる団体は、地域において実際に民生委員・児童委員活動の推進を担っている大阪市民生委員児童委員協議会において他になく、本契約はその性質や目的が競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を行うこととする。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部地域福祉課（企画グループ）（電話番号 06-6208-7951）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和 7 年度 自治体システム標準化移行検討支援業務

- 2 契約の相手方
株式会社野村総合研究所

- 3 随意契約理由

業者選定理由

- (1) 選定にあたっての考え方

本業務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下、「標準化法」という。）に基づき標準準拠システムに移行するために、国民健康保険等システム、介護保険システム及び総合福祉システム（以下、「福祉 3 システム」という。）の現行仕様と国が定める標準仕様書に記載されている業務フローや機能・帳票要件等との差異分析（Fit&Gap 分析）にかかる支援や分析結果に基づく業務改革（BPR）のための詳細検討支援、その他各種支援をする業務であり、委託するにあたり、以下の考え方により、業者を選定する。

なお、標準化法に基づく標準準拠システムへの移行の目標時期が令和 7 年度末までとされているが、本市においては令和 4 年 12 月 26 日開催の第 5 回大阪市標準化推進 PT において、福祉 3 システムについては、「標準準拠システムを本市に提供する事業者がないため、令和 8 年 1 月に一旦、機種更新の上、令和 11 年 1 月に標準準拠システムへの移行をめざす」という方針が決定された。また、地方公共団体情報システム標準化基本法（令和 5 年 9 月閣議決定）に記載の「移行の難易度が極めた高いと考えられるシステム」（移行困難システム）に該当する見込みである。

（令和 6 年 3 月 5 日デジタル庁事務連絡）

そうしたなかで、上記と同様の理由から令和 7 年 2 月 25 日開催の第 10 回大阪市標準化推進 PT において、福祉 3 システムにおいては、「令和 13 年 1 月をめざして移行計画の再検討を行う。移行計画の再検討にあたっては、令和 13 年 1 月に移行できない場合の代案も含めて検討する。」という方針が決定された。

令和 13 年 1 月をめざしての標準準拠システムへの移行となったが、依然として移行に向けた様々な課題（システム調達・開発、データ移行など）に対応するために、今後のスケジュールを考慮すると、的確かつ速やかに本委託業務を実施する必要がある、本市職員のみでこのような専門的知識を有した人材を確保し、適切なプロジェクト体制を構築することは困難であることから、豊富な経験と業務の知識及びシステムの知識・スキルを兼ね備えた事業推進支援事業者からの支援が必要不可欠であると考えます。

- ① 高度な専門的知識を有していること

情報システムに関する高度な専門的知識を有している。

- ② 本市福祉制度に精通していること

国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民年金法、介護保険法、福祉六法等に基づく本市福祉施策について精通しているとともに、関連する他

制度についても深い見識を有している。

③ 本市システムに精通していること

国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム（以下、「福祉3システム」という。）の仕様について、過去の開発・改修経過や複雑化した内部構造の細部まで詳細に把握しており、標準仕様書との差異分析、また分析結果に基づく BPR を行うにあたり、必要な専門的見地からの支援を行うことができる。

④ 他自治体において豊富な実績を有していること

政令指定都市等においてシステム支援業務における豊富な実績を有している。

⑤ その他の要件

本委託業務について、本市の要求する期間内に迅速に対応することが可能である。

（2）選定理由

本件業務は次の理由から株式会社野村総合研究所に委託することが適当である。

株式会社野村総合研究所は、システム開発時の仕様書作成業務をはじめとして、これまで継続的にシステム改修等における支援業務を行っており、過去の制度改正の内容や福祉3システムの基盤・業務・保守全般の内部構造を熟知し、本市の業務運用についても精通していることから、標準仕様書との差異分析や課題整理、BPR実施等について、短期間において行うことができる。また、他の政令指定都市でも同様の支援を実施しており、指定都市の共通的な課題に対する有効的な解決策を得ることができる。

他事業者が支援を行う場合、本市固有の内容（総合福祉システム、統合基盤、生活保護版レセプト管理システムに関することなど）について、本市から事業者の説明を行い、事業者が理解するための時間とコストが必要となるが、株式会社野村総合研究所は既に本市固有の内容に関する知識を有するため、速やかに支援業務を始めることができる。

株式会社野村総合研究所は、令和3年度より「自治体システム標準化移行検討支援業務」を受託している。令和3年度は、標準化の第1グループである介護保険や障がい者福祉事務の Fit&Gap 分析等を実施しており、自治体システム標準化にかかる本市システムが抱えている課題や問題点と検討経過を把握している。令和4年度以降は国民健康保険や生活保護なども含めて福祉3システムが所管する全ての業務について、移行検討にかかる支援を実施している。このようなことから、当初より事業を途切れることなく円滑に継続実施することができる。

標準仕様書との差異分析や分析結果に基づく BPR を実施するにあたって、高度な専門的知識及び豊富な実績を有するとともに、本市福祉制度に精通し、これまでのシステム開発等の経過についても熟知した外部専門業者の支援が必須であるが、このような条件を満たす業者は株式会社野村総合研究所のみである。

4 根拠法令

- ・政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課（電話番号 06-6208-7979）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 国民健康保険等システム、介護保険システム及び総合福祉システム機種更新対応支援業務

2 契約の相手方

株式会社野村総合研究所

3 随意契約理由

業者選定理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険等システム（以下、「国保等システム」という。）及び介護保険システム並びに総合福祉システム（以下、「福祉3システム」という。）は、それぞれ国民健康保険・医療助成・国民年金・後期高齢者医療及び介護保険並びに福祉六法に係る事業全般をシステム化しているが、住民への福祉サービスに係る事務においては、その正確性の確保はもとより、市民の個人情報を取り扱うことから、社会環境及び市民ニーズの変化により、頻繁に行われている制度改正等に伴う改修や運用には、高度の正確性、信頼性及びセキュリティレベルが求められている。

また、システムに関する障害対応及びシステムの安定稼働の維持や日々の障害対応等の運用業務においても、業務知識・システムに関する知識を兼ね備えたうえで、迅速に判断し、市民サービスに影響を及ぼさないよう安定的かつ円滑にシステム運用を図ることが求められている。

このような状況の中で、効率的・効果的なシステム改修や日々の運用業務を安定的に行うために必要となる機種更新の実施にあたっては、業務の知識、システム関連の知識を同時に兼ね備え、これまでのシステム開発・改修における対応経過等について把握していることが不可欠である。

今回の機種更新にあたっては、福祉3システムを同時に機種更新するため、対象となる業務が非常に幅広く、また多数のハードウェア機器が関連することから機種更新業務遂行のリスクが高いが、市民生活に直接影響を及ぼす業務システムであり、一切の遅延等を認められないため、ハードウェア仕様・調達スケジュール及び機器設置等について現行システム保守業者を含む関係部署と調整し計画的に進めていく必要がある。

さらに、令和8年1月には、住民基本台帳等事務システムの標準化対応が実施される予定であり、データ連携方式及び連携項目の変更対応並びに、同じく標準化対応が実施される健康管理システムとの新たなデータ連携対応、住民基本台帳等事務システム等の標準化対応に伴う文字形態（拡張大阪市明朝）から行政事務標準文字への文字移行対応及び文字同定調査を行う必要があるため、システム間のデータ連携テストについても相互のシステム影響を考慮し計画的に実施する必要がある。

本業務は、これらを実現するために必要な各種業務に対して、専門知識を有するコンサルティング事業者を活用することにより、効率的かつ円滑に業務を遂行することを目的に支援業務を委託するものである。

(2) 選定要件

本件支援業務の受託業者は委託業務の性質上、次の要件を満たす必要がある。

ア 高度な専門的知識を有していること

情報システムに関する高度な専門的知識を有している。

イ 本市福祉制度に精通していること

福祉３システムにて所管する本市の各福祉施策について精通しているとともに、関連する他制度についても深い見識を有している。

ウ 本市システムに精通していること

福祉３システムの仕様について、過去の開発・改修経過や複雑化した内部構造の細部まで詳細に把握しており、制度改正や機種更新を行うために必要な専門的見地からの支援を行うことができる。

また、リンケージしている他システム及び統合基盤システムについての知識を有している。

エ 他自治体において豊富な実績を有していること

政令都市等において同種の支援業務における豊富な実績を有している。

オ プロジェクト管理に関する知識を有していること

プロジェクト管理に関して高度な知識を有しており、機種更新対応に係る進捗管理について、支援及び課題等への助言を行える。

また、機種更新対応の各工程に関して高度な知識を有しており、機種更新対応事業者が作成する資料等について、確認及び助言が行える。

カ その他の要件

各業務について、本市の要求する期間内に迅速に対応することが可能である。

(３) 選定理由

株式会社野村総合研究所は、システム開発時の仕様書作成業務をはじめとして、これまで継続的にシステム改修や機種更新等における支援業務を行っており、過去の制度改正の内容や福祉３システムの基盤・業務・保守全般の内部構造を熟知し、本市の業務運用についても精通していることから、制度改正の具体的な内容が示されてから実施されるまでの短期間において、システムの分析や課題整理を行うことができる。

また、前回の機種更新時においても工程管理支援を実施しており、再構築以降のシステム開発・改修における対応経過等をふまえ、機種更新の新プログラムの品質における妥当性判断や機種更新対応事業者が作成する資料等について、十分な知見からの助言等支援ができる。

さらに、他事業者が支援を行う場合、本市固有の内容（国保等システム及び介護保険システム、総合福祉システム、統合基盤に関することなど）について、理解にかかる時間とコストが必要となるが、株式会社野村総合研究所は既に本市固有の内容に関する知識を有するため、システム品質に影響を及ぼすことなく、支援業務を行うことができる。

機種更新業務を行いながら、並行して制度改正に伴う仕様変更を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続するには、高度な専門的知識及び豊富な実績を有するとともに、本市福祉制度に精通し、これまでのシステム開発等の経過についても熟知した外部専門業者の支援が必須であるが、このような条件を満たす業者は株式会社野村総合研究所のみである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号 06-6208-8956）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和 7 年度 保険年金及び介護保険事業推進支援業務
- 2 契約の相手方
株式会社野村総合研究所

- 3 随意契約理由

業者選定理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険等システム（以下、「国保等システム」という。）及び介護保険システムは、それぞれ国民健康保険・医療助成・国民年金・後期高齢者医療及び介護保険に係る事業全般をシステム化しているが、住民への福祉サービスに係る事務においては、その正確性の確保はもとより、市民の個人情報を取り扱うことから、社会環境及び市民ニーズの変化により、頻繁に行われている制度改正等に伴う改修や運用には、高度の正確性、信頼性及びセキュリティレベルが求められている。また、システムに関する障害対応及びシステムの安定稼働の維持や日々の障害対応等の運用業務においても、業務知識・システムに関する知識を兼ね備えた上で、迅速に判断し、市民サービスに影響を及ぼさないよう安定的かつ円滑にシステム運用を図ることが求められている。

このような状況の中で、効率的・効果的なシステム改修を実施するにあたり、業務の知識、システム関連の知識を同時に兼ね備え、これまでのシステム開発・改修における対応経過等について把握していることが不可欠である。

制度改正等によるシステム改修等を確実に計画どおり実施するには、これまでのシステム開発・改修における対応経過等やシステムの内部構造を熟知している必要があるが、本市職員のみでこのような専門的知識を有した人材を確保し、適切なプロジェクト体制を構築することは困難であることから、豊富な経験と業務の知識及びシステムの知識・スキルを兼ね備えた事業推進支援事業者からの支援が必要不可欠であると考える。

(2) 選定要件

本件支援業務の受託業者は委託業務の性質上、次の要件を満たす必要がある。

ア 高度な専門的知識を有していること

情報システムに関する高度な専門的知識を有している。

イ 本市福祉制度に精通していること

国保等システム及び介護保険システムにて所管する本市福祉施策について精通しているとともに、関連する他制度についても深い見識を有している。

ウ 本市システムに精通していること

国保等システム及び介護保険システムの仕様について、過去の開発・改修経過や複雑化した内部構造の細部まで詳細に把握しており、制度改正を行うために必要な専門的見地からの支援を行うことができる。

また、リンケージしている他システム及び統合基盤システムについての知識を有している。

エ 他自治体において豊富な実績を有していること

政令都市等において同種の支援業務における豊富な実績を有している。

オ プロジェクト管理に関する知識を有していること

プロジェクト管理に関して高度な知識を有しており、課題等の確認及び助言を行えること。

カ その他の要件

各業務について、本市の要求する期間内に迅速に対応することが可能である。

(3) 選定理由

株式会社野村総合研究所は、システム開発時の仕様書作成業務をはじめとして、これまで継続的にシステム改修等における支援業務を行っており、過去の制度改正の内容や国保等システム及び介護保険システムの基盤・業務・保守全般の内部構造を熟知し、本市の業務運用についても精通していることから、制度改正の具体的な内容が示されてから実施されるまでの短期間において、システムの分析や課題整理を行うことができる。

また、平成 29 年 1 月の国保等システム及び介護保険システム再構築時においても工程管理支援を実施しており、再構築以降のシステム開発・改修における対応経過等をふまえ、プログラムの品質における妥当性判断について、十分な知見からの助言等支援ができる。

さらに、他事業者が支援を行う場合、本市固有の内容（国保等システム及び介護保険システム、総合福祉システム、統合基盤、生活保護版レセプト管理システムに関することなど）について、理解にかかる時間とコストが必要となるが、株式会社野村総合研究所は既に本市固有の内容に関する知識を有するため、システム品質に影響を及ぼすことなく、支援業務を行うことができる。

制度改正に伴う仕様変更を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続するには、高度な専門的知識及び豊富な実績を有するとともに、本市福祉制度に精通し、これまでのシステム開発等の経過についても熟知した外部専門業者の支援が必須であるが、このような条件を満たす業者は株式会社野村総合研究所のみである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO 協定）第 13 条第 1 項 c (i) 及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号 06-6208-8956)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度 総合福祉システムに係る事業推進支援業務
- 2 契約相手方
株式会社野村総合研究所

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システムは福祉六法に係る事業全般をシステム化しているが、住民への福祉サービスに係る事務においては、その正確性の確保はもとより、市民の個人情報を取り扱うことから、社会環境及び市民ニーズの変化により、頻繁に行われている制度改正等に伴う改修や運用には、高度の正確性、信頼性及びセキュリティレベルが求められている。また、システムに関する障害対応及びシステムの安定稼働の維持や日々の障害対応等の運用業務においても、業務知識・システムに関する知識を兼ね備えたうえで、迅速に判断し、市民サービスに影響を及ぼさないよう安定的かつ円滑にシステム運用を図ることが求められている。

このような状況の中で、効率的・効果的なシステム改修を実施するにあたり、業務の知識、システム関連の知識を同時に兼ね備え、これまでのシステム開発・改修における対応経過等について把握していることが不可欠である。

制度改正等によるシステム改修等を確実に計画どおり実施するには、これまでのシステム開発・改修における対応経過等やシステムの内部構造を熟知している必要があるが、本市職員のみでこのような専門的知識を有した人材を確保し、適切なプロジェクト体制を構築することは困難であることから、豊富な経験と業務の知識及びシステムの知識・スキルを兼ね備えた事業推進支援事業者からの支援が必要不可欠であると考える。

2) 選定要件

本件支援業務の受託業者は委託業務の性質上、次の要件を満たす必要がある。

ア 高度な専門的知識を有していること

情報システムに関する高度な専門的知識を有している。

イ 本市福祉制度に精通していること

福祉六法等に基づく本市福祉施策について精通しているとともに、関連する他制度についても深い見識を有している。

ウ 本市システムに精通していること

総合福祉システムの仕様について、過去の開発・改修経過や複雑化した内部構造の細部まで詳細に把握しており、制度改正を行うために必要な専門的見地からの支援を行うことができる。

また、総合福祉システムとリンケージしている他システム及び統合基盤システムについての知識を有している。

エ 他自治体において豊富な実績を有していること

政令都市等において同種の支援業務における豊富な実績を有している。

オ プロジェクト管理に関する知識を有していること

プロジェクト管理に関して高度な知識を有しており、課題等の確認及び助言を行えること。

カ その他の要件

各業務について、本市の要求する期間内に迅速に対応することが可能である。

(3) 選定理由

株式会社野村総合研究所は、システム開発時の仕様書作成業務をはじめとして、これまで継続的にシステム改修等における支援業務を行っており、過去の制度改正の内容や総合福祉システムの基盤・業務・保守全般の内部構造を熟知し、本市の業務運用についても精通していることから、制度改正の具体的な内容が示されてから実施されるまでの短期間において、システムの分析や課題整理を行うことができる。

また、総合福祉システムの再構築、令和2年1月の機種更新対応、システム開発・改修など一貫して工程管理支援を実施しており、システム開発・改修における対応経過等をふまえ、プログラムの品質における妥当性判断について、十分な知見からの助言等支援ができる。

さらに、他事業者が支援を行う場合、本市固有の内容（総合福祉システム、統合基盤、生活保護版レセプト管理システムに関することなど）について、理解にかかる時間とコストが必要となるが、株式会社野村総合研究所は既に本市固有の内容に関する知識を有するため、システム品質に影響を及ぼすことなく、支援業務を行うことができる。

制度改正に伴う仕様変更を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続するには、高度な専門的知識及び豊富な実績を有するとともに、本市福祉制度に精通し、これまでのシステム開発等の経過についても熟知した外部専門業者の支援が必須であるが、このような条件を満たす業者は株式会社野村総合研究所のみである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市国民健康保険等システム及び介護保険システム機種更新対応業務（令和7年度対応分）

2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

業者選定理由

（1）選定にあたっての考え方

国民健康保険等システム及び介護保険システムは、平成11年4月の国民健康保険等システム稼働開始、平成12年4月の介護保険システムの稼働開始後、数度の機種更新を行い、平成29年1月にはシステム再構築を実施している。その後、令和2年1月にサーバ機器機種更新、令和4年1月に業務端末等の機種更新を行い現在に至っており、その機種更新委託において、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システム及び介護保険システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療及び介護保険における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システム及び介護保険システムの仕様を理解し、機種更新対応に関する調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行なえること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

（2）選定理由

株式会社NTTデータ関西（以下「NTTデータ関西」という。）は、国民健康保険等システム及び介護保険システムの開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく機種更新対応を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に本件業務を委託することが不可欠である。

ア 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

イ 効率的な仕様管理

NTTデータ関西は、国民健康保険等システム及び介護保険システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。さらに、前回の機種更新及び再構築を行っており、今回の機種更新に際してもその調査・検討を迅速かつ効率的に実施することができる。

また、NTTデータ関西は、国民健康保険等システム及び介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住基等事務システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整を円滑に行なえる。

ウ 障害発生時の迅速な対応

設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

エ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり国民健康保険等システム及び介護保険システムの仕様の細部やこれまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号 06-6208-8956)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市総合福祉システム機種更新対応業務（令和 7 年度対応分）

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

業者選定理由

（1）選定にあたっての考え方

総合福祉システムについては生活保護と福祉五法等関係事務（障がい、老人、児童、母子父子寡婦、その他福祉）全般をシステム化したものであり、平成 15 年 4 月に生活保護システム、平成 17 年 12 月に福祉五法システムを順次稼働させ、平成 21 年 1 月に機種更新を行い、平成 27 年 1 月にはシステム再構築を実施している。その後、令和 2 年 1 月にサーバ機器及び業務端末等の機種更新を行い、現在に至っており、その機種更新委託において、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

総合福祉システムは、生活保護と福祉五法等関係事務（障がい、老人、児童、母子父子寡婦、その他福祉）全般をシステム化した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである総合福祉システムの仕様を理解し、機種更新対応に関する調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行なえること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

（2）選定理由

株式会社 N T T データ関西（以下「N T T データ関西」という。）は、総合福祉システムの開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく機種更新対応を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に本件業務を委託することが不可欠である。

ア 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた N T T データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

イ 効率的な仕様管理

N T T データ関西は、総合福祉システムの設計・開発を行っており、当初開発から

の仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。さらに、前回の機種更新及び再構築を行っており、今回の機種更新に際してもその調査・検討を迅速かつ効率的に実施することができる。

また、N T Tデータ関西は、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住基等事務システム等）との連携についてもその調整を円滑に行なえる。

ウ 障害発生時の迅速な対応

設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

エ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部やこれまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第 13 条第 1 項(c) (i) 及び地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号 06-6208-8956)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市国民健康保険等システム及び介護保険システム
運用保守等業務

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システムという。）は平成 11 年 4 月から順次稼働している。また、介護保険システムは平成 12 年 4 月の介護保険制度施行から（一部機能に関しては平成 11 年 10 月から）稼働し、平成 29 年 1 月には再構築を行っており（国民健康保険等システムにおいても同様）、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

国民健康保険等システム及び介護保険システムは、市民生活に直結する事業をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである国民健康保険等システム及び介護保険システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

国民健康保険等システム及び介護保険システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、国民健康保険等システム及び介護保険システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

国民健康保険等事業及び介護保険事業は制度改正等が頻繁に実施され、国民健康保険等システム及び介護保険システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、国民健康保険等システム及び介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

国民健康保険等システム及び介護保険システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり国民健康保険等システム及び介護保険システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8956)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度 大阪市総合福祉システム運用保守業務
- 2 契約相手方
株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務

システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(こども子育て支援金制度創設に伴う改修 (令和 7 年度))

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成 11 年 4 月から順次稼働をし、平成 29 年 1 月より再構築を、令和 2 年 1 月にはサーバ機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社 N T T データ関西(以下「N T T データ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期

間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。N T Tデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ N T Tデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第 13 条第 1 項 c（i）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8956）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(被保険者証等の廃止に伴う改修(令和 7 年度))

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(2) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成 11 年 4 月から順次稼働をし、平成 29 年 1 月より再構築を、令和 2 年 1 月にはサーバ機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社 N T T データ関西(以下「N T T データ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期

間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8956)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(マイナ証利用に係る医療証発行管理機能の追加対応)

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(3) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成 11 年 4 月から順次稼働をし、平成 29 年 1 月より再構築を、令和 2 年 1 月にはサーバ機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社N T Tデータ関西(以下「N T Tデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、 短期間に改修を行う必要がある。N T Tデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ N T Tデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住基等事務システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

政府調達に関する協定(W T O協定)第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号:06-6208-8956)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市介護保険システム改修業務
(令和 6 年度制度改正に係る特定入所者介護サービス費の多床室の基準費用額の変更)

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

介護保険システムは平成 12 年 4 月の介護保険制度施行から（一部機能に関しては平成 11 年 10 月から）稼働し、平成 29 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

介護保険システムは、被保険者数 68 万人以上を対象とした市民生活に直結する介護保険事業をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである介護保険システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

介護保険システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 N T T データ関西（以下、「N T T データ関西」という。）は、介護保険システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた N T T データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

介護保険事業は制度改正等が頻繁に実施され、介護保険システムを短期間で改

修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、国民健康保険等システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

介護保険システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり介護保険システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8761）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市介護保険システム改修業務

(令和6年度制度改正に係る介護保険料及び高額介護サービス費、補足給付における基準額の変更)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

介護保険システムは平成12年4月の介護保険制度施行から(一部機能に関しては平成11年10月から)稼働し、平成29年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

介護保険システムは、被保険者数68万人以上を対象とした市民生活に直結する介護保険事業をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである介護保険システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

介護保険システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、介護保険システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

介護保険事業は制度改正等が頻繁に実施され、介護保険システムを短期間で改

修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、国民健康保険等システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

介護保険システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり介護保険システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8761）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市総合福祉システム改修業務1
(外国人保護に関するマイナンバー情報照会の対応について)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市総合福祉システム改修業務2
(児童手当の制度見直し対応(統計機能等))

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTT データ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 3
(特別児童扶養手当の見直しにかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTT データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた NTT データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTT データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 4
(こども誰でも通園制度の本格運用に向けたシステム改修)

2 契約相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTT データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた NTT データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTT データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 5
(身体障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置における乗車証の I C カード化にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTT データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた NTT データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTT データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 6
(定額減税(所得税)対応にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 N T T データ関西(以下、「N T T データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた N T T データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T T データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度大阪市総合福祉システム改修業務 7

（法改正に伴うサービス種目（就労選択支援）の追加及びそれに関連する報酬請求
審査・支払事務に係るシステム改修）

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

（1）選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

（2）選定理由

株式会社 N T T データ関西（以下、「N T T データ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた N T T データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T T データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 8
(乳幼児健診副本登録にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTT データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた NTT データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTT データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 9
(出産・子育て応援交付金の制度化にかかるシステム改修)

2 契約相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTT データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた NTT データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTT データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市総合福祉システム改修業務 10
(精神障がい者保健福祉手帳の運賃割引の導入にかかる総合福祉システム改修)

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 N T T データ関西(以下、「N T T データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた N T T データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T T データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知

している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業（確定契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪中国帰国者センター

3 随意契約理由

本事業を遂行するにあたっては、中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に深い関心を持ち、言葉の問題、生活習慣の違い及び中国又はロシア在住時、帰国後の苦労を十分に理解し、かつ支援給付及び配偶者支援金に関する専門的知識が必要であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型企画（プロポーザル）方式により請負業者の選定を行った。提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、一般社団法人 大阪中国帰国者センターが、本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06 - 6208 - 7935）

随意契約理由書

- 1 案件名称
生活保護業務にかかる法律相談顧問業務委託

- 2 契約の相手方
弁護士 永榮 久仁子

3 随意契約理由

- (1) 弁護士相談を行うことができる体制を整えておく必要があることについて

生活保護業務を遂行するに当たっては、生活保護法その他関係法令や国の通知の解釈について法的な知識を必要とする様々な問題が生じ、それに対応するために、法律的な見地による助言・指導が必要となる。

また、各実施機関においては、生活保護業務を遂行するに当たり、生活保護法関係の法令のみならず、他の法令に関係する問題（貸借の関係、破産の関係、債権法関係、不法行為の求償関係などその範囲は多岐に及ぶ。）に直面することが多々あり、個々の事案に応じて適正な業務を遂行するためには、幅広い法的な知見が必要となる。

これらに対応するためには、各実施機関の担当者及び福祉局の担当者が、必要に応じ、弁護士による相談や助言を適時かつ継続的に受けることができる体制を整えておく必要がある。

- (2) 委託する相手方について

本業務を委託する相手方は、生活保護法をはじめとした法的分野にとどまらず、福祉局や各実施機関を含む行政機関での事務手続き等、幅広い分野に精通していること、一般的な法律相談に比して難易度の高い相談に対応し得ること、あわせて適時かつ継続的に対応できることが必要となる。

永榮久仁子弁護士は、本市より、大阪弁護士会に対し本市の生活保護業務に関する幅広い知識・経験・理解のある弁護士の推薦を依頼したことにより、推薦を受けた弁護士であり、特に高度な専門性、利便性等、業務上必要な条件を備えている。

- (3) 顧問契約とすることについて

契約形態として、日本弁護士会の「目安」では「タイムチャージ契約」は事案解決までの時間が予測できない難点があるとされており、今回想定している事案については、先述のとおり一般的な法律相談ではなく、事案によっては継続的かつ頻繁に相談を依頼する必要があることから、時間・回数の制限を設けない「顧問契約」とすることで、業務の円滑な執行を図ることができ、かつ、相談・助言を回数・時間の制限なしに行うことが可能である。

- (4) 結論

以上を踏まえ、本市の生活保護業務にかかる法律相談について、大阪弁護士会から推薦された永榮久仁子弁護士と法律相談顧問業務の委託契約を結ぶこととする。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保護課保護グループ（電話番号 06 - 6208 - 8012）

随意契約理由書

- 1 案件名称
生活保護担当職員スキルアップ（研修）事業業務委託
- 2 契約の相手方
（株）東京リーガルマインド 大阪法人事業本部
- 3 随意契約理由
業者選定理由
本事業を遂行するにあたっては、生活保護業務の実態を踏まえた理論から実践までの総合的な研修を実施する必要がある。本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものであり、社会福祉事業に精通し職員研修の実績を有する者により提案を受けることでより効果的な事業となるため、公募型企画（プロポーザル）方式により請負業者の選定を行った。
提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、（株）東京リーガルマインド 大阪法人事業本部が、本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保護課査察指導グループ （電話番号 06-6208-8014）

随意契約理由書

1 案件名称

生活保護の適正化に係る法律相談顧問業務委託

2 契約の相手方

弁護士 松宮 良典

3 随意契約理由

業者選定理由

生活保護の適正化を進める中で、保護費の不正受給や、被保護者に不利益をもたらす恐れのある施設・団体等への調査・対策、また指定医療機関に対する個別指導及び検査を実施する際、さまざまな法的な問題が生じる可能性があるため、法的な見地からの専門的な助言・指導は不可欠である。そのため、必要なときに速やかに専門家からの助言・指導を受けられる体制を作っておくことが重要である。

○ 生活保護適正化に関する相談・助言

大阪市では、各実施機関において、不正受給や被保護者に不利益をもたらす恐れのある施設・団体等への調査などを実施しているが、それらの態様は日々複雑巧妙化しているとともに、事案ごとに様々な法的問題が内包されるものとなっている。また、本庁の適正化推進チームにおいて生活保護法指定医療機関の個別指導や検査を実施しているが、診療報酬の不正請求などの様々な事案が出てくる。こうした問題に、時機を逸することなく告発等を含む法的対応などを行うためには、実施機関の担当者及び本庁の担当者が、速やかに、また継続的に、直接法律相談を行える体制を整えておく必要がある。

○ 生活保護業務の適正な遂行に関する相談・助言

被保護者は各々さまざまな問題を抱えており、各実施機関が、それらのケースごとに適正な業務を遂行するためには、生活保護法のみならず、各種法律に則った対応が必要となり、法的な専門家による相談や助言が必要になる。そのため、実施機関の担当者及び本庁の担当者が、速やかに、また継続的に、直接法律相談を行える体制を整えておく必要がある。

本業務を委託する相手方は、生活保護法をはじめとした各種法律等、及び福祉局・各区の事務手続きなどの大阪市行政等、幅広い分野に精通しており、さらに継続的かつ頻繁な対応ができることが必要であり、一般的な法律相談よりは業務内容の難易度が高いものとなる。

○ 顧問契約について

契約形態として、日本弁護士会の「目安」では「タイムチャージ契約」は事案解決までの時間が予測できない難点があるとされており、今回想定している事案については、先述のとおり一般的な法律相談ではなく、事案によっては継続的かつ頻繁に相談を依頼する必要があることから、時間・回数の制限を設けない「顧問契約」とすることで、業務の円滑な執行を図ることとする。

松宮 良典弁護士は本市より、大阪弁護士会に対し本市の生活保護業務に関する幅広い知識・経験・理解のある弁護士の推薦を依頼したところ推薦された弁護士であり、特に高度な専門性、利便性等、業務上必要な条件を備えている。

以上より、生活保護業務の適正な遂行に関する相談・助言及び生活保護制度改正に係る相談・助言を、

回数・時間の制限なしに行うことが可能であることから本市の生活保護業務に対する法律相談を委託するにあたり、弁護士と委託契約を結ぶこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課医療グループ（電話番号 06 - 6208 - 8022）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 7 年度生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護給付費にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、全国共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である介護給付費は、医療保険と同様のしくみで請求や支払いを行うことから、大阪府国民健康保険団体連合会において、全国共通のシステムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課医療グループ（06 - 6208 - 8272）

随意契約理由書

1 案件名称
「生活保護版レセプト管理システム」運用保守等業務委託

2 契約相手方
株式会社 法研

3 随意契約理由
【業者選定理由】

生活保護版レセプト管理システムは令和 2 年 1 月に再構築を行い、株式会社法研に開発及び運用保守業務を委託している。総合福祉システムの機種更新を令和 8 年 1 月に実施することから、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間で動作検証等を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

- ① 生活保護版レセプト管理システムは、短期間に動作検証等を行う必要がある。株式会社法研は生活保護版レセプト管理システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対する経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。
- ② 設計者である株式会社法研は、障害発生時において障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかに行うことができる。

上記の理由より、株式会社法研が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
福祉局生活福祉部保護課医療グループ
(電話番号：06-6208-8022)

随意契約理由書

1 契約名称

オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務並びに支払基金電子処方箋管理業務に関する業務委託

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金

3 随意契約理由

生活保護法第 34 条第 5 項及び第 55 条の 8 第 2 項に基づき実施する電子資格確認等に関する事務については、生活保護法第 80 条の 4 第 1 項に基づき社会保険診療報酬支払基金等が設置、運営するオンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等を利用することとされております。

上記により、オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務並びに支払基金電子処方箋管理業務を提供できるのは当該機関のみであるため、社会保険診療報酬支払基金と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課医療グループ（電話番号 06 - 6208 - 8022）

随意契約理由書

1 案件名称

救護施設等のあり方に関する有識者会議にかかる調査等業務委託

2 契約の相手方

株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所

3 随意契約理由

業者選定理由

本市では、令和6年度より「救護施設等のあり方に関する有識者会議」を開催し、本市が所管する救護施設における今後の支援のあり方等について議論を行っている。

当会議での検討結果をふまえて本市の救護施設のあり方に関する方針を策定するにあたり、救護施設等における現状及び課題等を調査し、結果について集計・分析を行い、予測される動向等を十分議論する必要がある。また、当会議における議論にあたっては、限られた期間内に適格かつ円滑に行わなければならないため、資料及び議事録作成等の運営に関する業務支援を必要とする。

本事業は、アンケート調査・インタビュー調査の行える人員体制、調査、集計及び分析に関する豊富なノウハウを活用し、効果的かつ効率的な調査を実施し、また今後の本市の救護施設活用方針策定に資する集計・分析方法を確立する必要があるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

提案に対し、選定委員会にて意見を聴取した結果、株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所が、本事業に対し総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課（電話番号 06-6208-8024）

随意契約理由書

1 委託名称

生活保護費支給封筒現金封入事務及び配送業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

NX キャッシュ・ロジスティクス株式会社

3 随意契約理由

「令和 7 年度生活保護費支給封筒現金封入事務及び配送業務委託」について、令和 7 年 3 月 7 日に開札が行われたが、応札者がいなかったため不調となった。

至急、落札者の決定に向け再入札の手続きを行うが、業務開始までに公告等の期間を十分に確保した入札の執行が不可であり、当該業務が行われなかった場合、生活保護費が支給できない等、生活保護受給者へ多大な影響を与えることとなる。

よって、当案件は入札において落札者が決定しなかった場合であり、再入札によって契約の相手方が決定するまでの期間の業務を現行事業者に委託する必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課（電話番号 06-6208-8012）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市重度心身障がい者(児)住宅改修費給付事業の申請内容にかかる審査業務
(建築士審査)(単価契約)

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府建築士事務所協会

3 随意契約理由

大阪市重度心身障がい者(児)住宅改修費給付事業にかかる建築士審査業務は、各区保健福祉センター窓口で受け付けた申請内容について、対象者の障がい状況や生活状況に加え、住居の状態から生じる住環境上の課題に対して、建築の専門的な見地から、課題解決に有効かつ安全な改修であるか、そして、工事価格が適正であるかを見極めることを目的としており、各区における給付の可否決定にかかる重要な役割を担うものである。

当該審査業務の受託者選定にあたっては、単に建築士の資格を有した者に対して業務委託を行った場合、当該事業者と住宅改修工事の請負業者との業務上の関係性が確認できず、公平で中立的な審査を担保することができない。また、住宅改修工事を行う事業者が建築士の資格を有した者を雇用して、当該審査業務に参入することも予想される。については、資格要件のみで業務委託を行うのではなく、障がい者(児)特有の状況等福祉的な観点を含めた建築設計技術を要する建築士の資格を有することに加え、公平かつ中立的な審査を行うことのできる事業者を選定する方法に依らなければならない。

そこで、本事業の住宅改修工事を請け負う事業者となり得ず、公益法人で建築士を有し、審査業務が可能である公平中立な団体を履行可能業者として選定し、受託希望調査及び見積もり依頼等を行った結果、1団体から受託の応募及び見積もりの提出があった。以上のことから、一般社団法人大阪府建築士事務所協会と随意に契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課(自立支援事業グループ)
(電話番号 06-6208-7986)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市重症心身障がい児者等地域生活支援センター業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人愛徳福祉会

3 随意契約理由

本業務は、人工呼吸器の装着による呼吸管理や気管切開による痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等(以下「医療的ケア児者等」という。)に対する在宅生活の支援にあたり、医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業者の体制整備を進めていくため、障がい福祉サービス事業者の医療的ケアに関する基礎知識の取得や介護技術の向上等を目的とした国のカリキュラムに基づく研修の実施や、関係機関等を交えた検討会の実施、医療的ケア児者等や支援機関からの相談に対する専門的な助言・指導等を行うほか、大阪府医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターとの連携をはかり、相談援助を行うものである。

これらの業務には、医療的ケア児者等に対する医療に関する専門的な知識及び経験が求められることに加え、障がい福祉サービス等の在宅支援に関する知識及び経験が必要となる。具体的には、国のカリキュラムに基づく研修事業では医療的ケア児等への治療経験が豊富である医師や介護技術等を有する介護士等による専門的な内容が求められているほか、医療的ケア児者等や地域の関係機関への専門的かつ効果的な助言を行うためには、在宅生活における医療と福祉それぞれの支援経験やノウハウを有し、総合的に対応する能力が求められる。

「社会福祉法人愛徳福祉会」の「大阪発達総合療育センター」は、医療部門と福祉部門があり、医療部門では医療的ケア児者等のための小児科、整形外科、地域医療連携室等を備え、医療的ケア児者等の入院治療から在宅医療までを一連で行える専門医療機関として、勤務する医師や医療職が多くの医療的ケア児者等の治療経験を持っている。福祉部門では、ヘルパーやショートステイ、児童発達支援事業等を提供しており、在宅生活を送る医療的ケア児者等に対して、介護士や理学療法士、保育士等が、医療的ケアに配慮しながら介護や療育を行っているところである。

また、同センターでは、医療的ケア児者等の在宅生活支援にあたり、日常的に医療スタッフと福祉スタッフが連携し、医療と福祉の両面で総合的に検討を行うことができることから、研修修了後のフォローや、関係機関からの様々な相談への助言、指導等、本業務を一貫して対応することが唯一可能な事業所である。

以上から、本業務を効果的・効率的に実施することができるのは「大阪発達総合療育センター」のみであり、運営主体である「社会福祉法人愛徳福社会」と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課自立支援事業グループ(06-6208-8245)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実施機関における受入業務委託(単価契約)

2 契約の相手方

- ① 宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション
- ② 社会福祉法人石井記念愛染園
- ③ 社会医療法人大道会
- ④ 地方独立行政法人大阪市民病院機構
- ⑤ 地方独立行政法人大阪府立病院機構
- ⑥ 社会医療法人愛仁会

3 随意契約理由

本事業は、人工呼吸器の装着による呼吸管理や気管切開による痰吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等の在宅生活において、介護を担う家族が急病等の場合に、施設等で一時的な受け入れを行うショートステイの充実を図ることで、重症心身障がい児者等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア等の障がい特性に対応可能な医療機関において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に基づく医療型短期入所サービスを提供する体制を確保するための事業である。

本事業の利用者である重症心身障がい児者等は、医療的ケア等の障がい特性に応じた専門的な支援を必要とし、常時介護が必要であることから、特定事業者に突発事故があってもサービスの代替提供が必須である。

大阪市では、障がい者支援計画を定め、障がいのある方が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、在宅生活を支援する取組を推進しており、本事業は平成25年度から実施しているところである。

本事業を必要とする重症心身障がい児者は約900人おり、事業エリアは市内全域に及ぶことから、これらの重症心身障がい児者の受入れにあたっては、1事業者で賄える業務ではない。また、大阪市域を分割すると考えると行政区単位にならざるを得ないが、参入事業者によって実施可能な地域や件数が異なり、効果的な分割範囲を設定することは困難である。

なお、今後も医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加していること等を背景として、

受入れを必要とする重症心身障がい児者の増加が見込まれることから、より多くの事業者で対応していく必要がある。

以上のことから、大阪市全域において、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課(電話番号 06-6208-8245)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域活動支援センター事業(活動支援A型)運営事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人北区精神障害者福祉を進める薔薇の会 外26件

3 随意契約理由

本事業は、障がい者小規模作業所及び障がい者小規模通所授産施設からの移行事業であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定された市町村の必須事業である。

地域活動支援センター(活動支援A型)では、通所により創作的活動又は生産活動の機会の提供や、地域社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練及び日常生活に必要な便宜の供与等を実施することにより、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援している。

また、大阪市では、障がい者支援計画を定め、障がい者の地域活動を支援する取組を推進しているところであり、本事業は大阪市地域活動支援センター事業(活動支援A型)実施要綱に基づき平成19年度から実施しているところである。なお、受託法人については、要綱第2条において、委託期間の前月に当事業を受託しており継続して事業を実施する法人と規定している。

以上のとおり、本事業の目的を達成するためには競争入札は適しないため、地域活動支援センターの運営にあたっては、障がい者小規模作業所及び障がい者小規模通所授産施設から移行し、継続して地域活動支援センターを運営する法人を相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課(電話番号 06-6208-8076)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域活動支援センター事業(活動支援B型)運営事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪聴力障害者協会 外3件

3 随意契約理由

本事業は、身体障がい者及び知的障がい者のデイサービス事業所からの移行事業であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定された市町村における必須事業である。

地域活動支援センター(活動支援B型)では、通所により創作的活動の機会の提供や、地域社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与等を実施することにより、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援している。

また、大阪市では、障がい者支援計画を定め、障がい者の地域活動を支援する取組を推進しているところであり、本事業は大阪市地域活動支援センター事業(活動支援B型)実施要綱に基づき平成19年度から実施しているところである。なお、受託法人については、要綱第2条において、委託期間の前月にすでに当事業を受託しており継続して事業を実施する法人と規定している。

以上のとおり、本事業の目的を達成するためには競争入札は適しないため、地域活動支援センターの運営にあたっては、身体障がい者及び知的障がい者のデイサービス事業所から移行し、継続して地域活動支援センターを運営する法人を相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課(電話番号 06-6208-8076)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域活動支援センター(生活支援型)運営事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人精神障害者支援の会ヒット 外8件

3 随意契約理由

本事業は、精神保健福祉法に基づく精神障がい者地域生活支援センター事業が、障害者自立支援法(現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)における新たなサービス体系に移行するにあたり、移行先として設定された事業である。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第 77 条第1項第9号に規定された市町村における必須事業であり、地域活動支援センター(生活支援型)は精神障がい者にかかる相談支援や地域活動支援の拠点として重要な役割を担っている。

これらの支援を必要とする利用者にとり、遠方の事業所に通所することは困難を伴い、また利用者と地域社会との交流の促進を図る上でも、各利用者が生活する地域にて地域活動支援センターを利用できる環境を整備することが求められる。

また、大阪市では、障がい者支援計画を定め、障がい者の地域活動を支援する取組を推進しているところであり、本事業は大阪市地域活動支援センター(生活支援型)運営事業実施要綱に基づき平成 19 年度から実施しているところである。

以上のとおり、本事業の目的を達成するためには競争入札は適しないため、地域活動支援センターの運営にあたっては、精神障がい者地域生活支援センターから移行し、継続して地域活動支援センターを運営する法人を相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい支援課(Tel.06-6208-8076)

随意契約理由書

- 1 案件名称
介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント
（第1号介護予防支援事業）（単価契約）
- 2 契約の相手方
（社福）大阪市北区社会福祉協議会 外62法人
- 3 随意契約理由
介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定される市町村事業である。
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は、要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることが出来るよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望を勘案して一人一人の生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援し、生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うことを目的としている。
「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」（厚生労働告示第百九十六号）により、「総合事業による介護予防ケアマネジメントは介護予防同様、地域包括支援センターが支援する」とのことより、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、「地域包括支援センター」を運営する社会福祉法人等と随意契約により契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）
（電話番号06 - 6208 - 8060）

随意契約理由書

- 1 案件名称
地域包括支援センター連絡調整事業（概算契約）

- 2 契約の相手方
（社福）大阪市社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域包括支援センター連絡調整事業（以下「本事業」という。）は、地域包括支援センター及び総合相談窓口（以下「ブランチ」という。）が実施している高齢者支援業務（包括的支援事業）について熟知している専門職が、活動状況の把握・分析・フィードバック、処遇困難事例や認知症高齢者支援等の課題に対する助言、先駆的な取り組みの情報提供等の後方支援及びその他の業務を行うことにより、包括的支援事業が円滑に運営されることを目的としている。

本事業が担う業務は、単なる活動報告の集計や、管理者会開催といった連絡業務だけでなく、特徴的な活動や複合的課題を持つ事例への支援内容など質的データについての独自分析、複合化的な課題を抱える相談事例に対して課題解決を図ることができるような後方支援を行っており、包括的支援事業ワーキンググループの設置・運営、包括的支援事業の業務別マニュアル整備、地域包括支援センター及びブランチ職員研修の企画等を行うにあたっては、市内の地域特性、地域のネットワークの仕組み、区役所との連携等についての知識・経験が必要となってくる。また、本事業で行うキャラバン・メイト養成等業務は、その性質上、地域の認知症高齢者支援体制状況を把握した上で支援体制の構築を図ることが必要であり、認知症関連施策に精通していることはもちろん、各地域の認知症支援体制やボランティア活動状況についても熟知しているなど高度な専門性が求められる業務である。

以上のことから、このような諸条件が必要不可欠となる本事業の業務内容は、価格競争をもってして契約相手方を選定する競争入札の方法に適さないものである。

（社福）大阪市社会福祉協議会は、「大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること」を目的とし、市内24区の社会福祉協議会や福祉関係機関・団体と連携協調して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、ボランティア・市民活動の推進、調査・広報啓発活動の推進などを実施する法人であり、特定の地域特性のみの把握にとどまらず市内全域を活動範囲とし、高齢者が抱える課題やボランティア・市民活動状況について、地域的な課題から広域的な課題まで熟知しており、高齢福祉分野における専門的知見に基づく高齢者支援業務の的確な実施能力を有する唯一の団体である。

以上の理由により、（社福）大阪市社会福祉協議会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署
福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）
（電話番号 06 - 6208 - 8060）

随意契約理由書

1 案件名称及び

地域リハビリテーション活動支援事業（体操・運動等）業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社COSPAウエルネス

3 随意契約理由

2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、本市においては、住民主体の体操・運動等の通いの場を創出するためのツールとして、安全かつ効率的でコストのかからない運動メニューで全国的にも効果が実証されている「いきいき百歳体操」（高知市が開発）を活用し、平成28年度より「いきいき百歳体操」を開始する地域へリハビリテーション専門職を派遣し技術的指導・助言を行っており、令和6年3月末現在、「いきいき百歳体操」は、市内756か所で継続的に実施されている。

また、口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」も同様に、平成30年度から歯科保健専門職の派遣を行い重点的に普及に取り組んでおり、令和6年3月末現在、市内315か所で実施されている。

令和7年度においても引き続きリハビリテーション専門職及び歯科保健専門職を派遣し介護予防に関する技術的助言等の関与を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、本事業を行う。

当該業務は、地域で住民主体の介護予防の取組みを行う高齢者に対し、継続的に運動機能及び口腔機能の向上に取り組むための動機付けとなるようリハビリテーション専門職及び歯科保健指導を行い、安全でかつ効果的な体操となるよう指導・助言を行う必要があることから、その性質上、高齢者の身体的特性等に関する知識やノウハウをはじめ、運動機能及び口腔機能に特化したリハビリテーションの理念を踏まえてアプローチすることのできる能力を有する者を派遣する必要がある。そのために、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社COSPAウエルネスが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進担当）

（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

1 案件名称

地域リハビリテーション活動支援事業（口腔機能向上）業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

公益社団法人大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、本市においては、住民主体の体操・運動等の通いの場を創出するためのツールとして、安全かつ効率的でコストのかからない運動メニューで全国的にも効果が実証されている「いきいき百歳体操」（高知市が開発）を活用し、平成28年度より「いきいき百歳体操」を開始する地域へリハビリテーション専門職を派遣し技術的指導・助言を行っており、令和6年3月末現在、「いきいき百歳体操」は、市内756か所で継続的に実施されている。

また、口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」も同様に、平成30年度から歯科保健専門職の派遣を行い重点的に普及に取り組んでおり、令和6年3月末現在、市内315か所で実施されている。

令和7年度においても引き続きリハビリテーション専門職及び歯科保健専門職を派遣し介護予防に関する技術的助言等の関与を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、本事業を行う。

当該業務は、地域で住民主体の介護予防の取組みを行う高齢者に対し、継続的に運動機能及び口腔機能の向上に取り組むための動機付けとなるようリハビリテーション専門職及び歯科保健指導を行い、安全でかつ効果的な体操となるよう指導・助言を行う必要があることから、その性質上、高齢者の身体的特性等に関する知識やノウハウをはじめ、運動機能及び口腔機能に特化したリハビリテーションの理念を踏まえてアプローチすることのできる能力を有する者を派遣する必要がある。そのために、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、公益社団法人大阪府歯科衛生士会が、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進担当）
（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会 外22件

3 随意契約理由

本事業は、介護保険法第115条の45第1項第2号に基づき、65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の要介護状態等の予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業として実施するものである。閉じこもりがちな高齢者等を始めとするすべての高齢者が、年齢を重ねても自分らしくできる限り自立した生活が送れるよう、定期的（月1回）にフレイル予防、介護予防（以下「介護予防等」という。）に資する教室を開催することにより、地域の人と交流の機会をもつことで生活空間を広げ、認知機能や生活全般の活性化を図るとともに、本事業の参加をきっかけとして外出の機会が増えるなど、高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り予防し自立した活動的な生活を送ることができるよう支援することを目的としている。

大阪市では、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定め、外出や社会参加を通じた生きがいがづくりや介護予防の取組等を推進しており、本事業は平成29年度から実施している。すべての高齢者が介護予防等に取り組めるような地域づくりを進めていけるよう、地域集会所など高齢者が徒歩で参加しやすい身近な会場で、介護予防等に資する教室を開催することにより、介護予防等に関する正しい知識の普及と創作活動やレクリエーション等を通じた地域での人と人との交流の機会を確保している。

本事業は、高齢者人口が増加し続けるなか、各区や各地域等の単位で想定される交流機会の必要件数を1者で提供することは困難な状況にある。加えて、今後の高齢者人口の増加をふまえると、新たな事業参画者の育成についても急務となっているところである。

各地域で高齢者福祉に関する地域活動の実績を有する社会福祉法人等の参画を得て実施しているところ、令和6年度は、20区の社会福祉協議会ほか2法人が受託している。区社会福祉協議会は当該区のみ実施し、他法人は行政区の一部または複数区にまたがって事業を実施しているが、未実施の区も存在する状況であり、大阪市域を分割すると考えると行政区単位にならざるを得ない。しかしながら参入事業者によって実施可能地域が異なることから、効果的な分割範囲を設定することは困難である。よって、地域を特定せず、大阪市域全体において複数業者の参入が必要と考えている。

以上のことから、より多くの事業者に参加を促し、安定した実施体制を確立することが肝要であることから、ホームページ等で広く募集を行い、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）
（電話番号 06 - 6208 - 9957）

随意契約理由書

1 案件名称

高齢者 e スポーツ体験講座講師派遣等事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社DNPエスピーイノベーション SPマーケティング本部

3 随意契約理由

地域の高齢者を主たる対象とする住民主体の通いの場（以下「通いの場」という。）において、高齢者 e スポーツ体験講座（以下「体験講座」という。）を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、大阪市における介護予防の取組みの機能強化を目的として、令和6年度から本事業を実施している。

当該業務は、通いの場に参加する高齢者に対し、e スポーツの体験をきっかけとして通いの場への参加拡大や地域での自主運営につながるよう、安全に実施できる体験講座の実施方法を正しく伝えるとともに、参加者同士の交流を支援する必要があることから、その性質上、高齢者の身体的特性等を踏まえ、e スポーツ機器の操作等について説明を行い、体験講座において高齢者への対応を適切に行うことができる者を派遣する必要がある。

このため、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社DNPエスピーイノベーション SPマーケティング本部が、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進担当）
（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

- 1 案件名称
生活支援体制整備事業

- 2 契約相手先
(社福) 大阪市北区社会福祉協議会 ほかに 23 法人

- 3 随意契約理由

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が喫緊の課題となっている。

今後増加し多様化する高齢者の生活支援ニーズに対し、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの充実を図る必要があるため、市内全24区に生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズや資源の把握・関係者間のネットワーク構築、資源の開発等を行い、地域のニーズに対応する多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築に向け取り組みを進めている。

本事業を委託している区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、地域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する幅広い種々の専門家・団体・機関によって構成されており、地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とした活動を行っている。

平成30年度から、全24区の区社協と特名随意契約に基づき業務を委託し、生活支援コーディネーターが日々の業務において把握した地域のニーズや資源の情報に基づき、介護予防・生活支援サービス等の地域資源の開発や、地域に不足する活動の担い手の創出に取り組み、成果が上がっている。

また、生活支援コーディネーターと民間企業やNPO等、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とし、高齢者の生活支援体制整備に向けた方策を検討・協議するための場である協議体において、地域の状況や課題についての情報共有を行うとともに、今後の課題に対応した今後の地域資源の開発等に向けた取り組みを進めている。

本事業については、各地域におけるニーズと資源を把握するとともに、生活支援・介護予防サービスが不足する地域に対し、その充足に向けて様々な関係団体と連携しながら一体的に取り組むを進めていくことが必要である。

それらの取り組みの推進にあたっては、これまで長年の活動において、地域における高齢者の状況や地域資源に関する情報を豊富に持ち、また、各種団体等とのつながりがあり、様々な地域コミュニティづくり等の活動に携わってきた区社協が、事業実施可能な唯一の事業者と考えられる。

よって、業務の履行が可能な業者が特定される業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署
福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）
（電話番号 06 - 6208 - 8060）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市認知症アプリ等運用管理業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

大阪市認知症アプリ等は、平成 29 年度に大阪市認知症アプリ等構築・運用管理業務委託契約（履行期間：平成 30 年 1 月 5 日から令和 2 年 11 月 30 日まで）により、富士通エフ・オー・エム株式会社（現：富士通 Japan 株式会社）が開発したアプリ等であり、運用管理も当該業者があわせて担ってきた。

本件業務は次の理由から、他の事業者では技術面の対応が不可能であり、当該業者に委託することが不可欠である。

ア 大阪市認知症アプリ等の設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができ、作業後の性能・作動状態等を保証することができる唯一の業者である。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者である当該業者は、障害発生時において迅速かつ的確に原因究明を行うことが可能な唯一の業者であり、復旧対応等も速やかに行える。

ウ 大阪市認知症アプリ等を停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速かつ的確な対応を行うことができない。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（電話番号 06-6208-8051）

随意契約理由書

1 案件名称

高齢者ケア付住宅生活援助員配置業務委託
高齢者ケア付住宅生活援助員配置業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人井高野福祉会 外 21 法人

3 随意契約理由

高齢者ケア付住宅生活援助員配置業務は、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された高齢者ケア付住宅（以下「ケア付住宅」という。）に生活援助員を配置し、高齢者の在宅における生活を支援することを目的としており、生活援助員は、ケア付住宅入居者の生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等を行うことをその業務内容としている。

ケア付住宅には緊急通報設備が各住戸の各部屋に備え付けられており、緊急時に生活援助員が駆けつけることが最も重要な業務であり、生活援助員不在時には委託先法人がバックアップとして速やかに駆け付ける必要がある。このため、事業開始当初から緊急時に迅速に対応するため、近隣にある 24 時間型の老人福祉施設等を運営する法人に、本市から順次、業務委託の実施を打診し、受託が可能な社会福祉法人に業務委託している経過がある。

生活援助員は、地域の人々や関係機関のコーディネーター役としての役割を構築しつつ、高齢者の状態像や住宅形態に応じてきめ細やかなサービス提供を継続して行う必要があるため、入札制度に適さないと考える。業務として生活指導・相談・援助及びその他様々な相談に対応するには、生活援助員の資質はもとより、個人では対応できない問題に対して、知識・経験を持った様々な人材（職種）によるバックアップ体制が必要であり、十分な人的資源（医師・看護職員・介護職員・介護支援専門員・生活相談員）を有する必要がある。また、緊急対応の際には至急現場に駆け付ける等の迅速な対応が求められることから、原則として当該ケア付住宅の最も近くに位置する法人を選定することとする。なお、居宅サービス事業の事業所は規模が小さく、人的条件等を満たすことが困難であることから、業務に必要な人的資源を有する介護保険施設を運営する社会福祉法人に委託することが、最も合理的であり、かつ安全性に配慮することができると考えている。

本業務委託の法人の選定については上記のとおり、様々な事象に対応できるように専門知識が豊富な人材が配置されており、緊急時における対応についても事業計画書等で迅速に処理することができる社会福祉法人のうち、上記業務に対応できる事業実績・経験が十分にある近隣法人を検討した結果、これらの法人を選定し地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき当該社会福祉法人と随意に契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（電話番号 06 - 6208 - 9995）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市生活支援型食事サービス業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者

3 随意契約理由

本事業は、介護保険法第 115 条の 45 第 3 項第 3 号に基づき、地域における自立した日常生活の支援のため実施する事業である。本市では「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「当計画」という。）を定め、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざし、様々な取り組みや支援を行っている。

当計画では「日常的な生活支援を必要としている高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーターや協議体により、地域の実情に応じた多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備する」としており、本事業においては在宅で生活している食事の確保が困難な高齢者等に対し、栄養バランスの取れた配食を通じて利用者の心身や家族等の状況を確認し、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等と連携するバックアップ体制を構築し、在宅高齢者等の自立した生活の確保を図ることを目的としている。

本事業は、配食の機会を通じた見守り事業であり、サービスの開始及び継続利用のいずれの場合にも提供する「食」の充実が欠かせないところ、利用者ごとの多様な嗜好に対応するためには、特定事業者による配食は馴染まない。可能な限り対象者の利用機会を拡大することで事業の目的を達成することにつながるため、多数の契約相手方が必要となる。

また、見守りを必要とする在宅の高齢者等は、月平均で約 6, 200 人であり、事業エリアは市内全域に及ぶことから、これら利用者への配食にあたっては 1 事業者で賄える業務ではない。発注範囲を分割すると考えると、行政区単位にならざるを得ないが、参入事業者によって実施可能な地域や配食数が異なり、効果的な分割範囲を設定することは困難である。

今後も高齢者数は増加し、一人暮らし高齢者等が増えていくことが想定されており、配食による見守り事業はより一層重要性が高くなることから対応できる事業者を拡大していく必要がある。

これらのことから仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを相手方とする。

【参考：介護保険法第 115 条の 45 第 3 項第 3 号】

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所

地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。)の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課 地域包括ケアグループ
(電話番号 06 - 6208 - 9995)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市重度障害者医療費助成にかかる公費負担医療費の審査支払及び柔道整復師の施術にかかる療養費審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成における公費負担医療費等は、保険者への医療保険の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、府内共通の国保総合システムの利用が必須であることから、当該システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課医療助成グループ（06 - 6208 - 7971）

随 意 契 約 理 由 書

- 1 案件名称
大阪市重度障害者医療費助成にかかるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費審査支払業務（単価契約）
- 2 契約の相手方
大阪府国民健康保険団体連合会
- 3 随意契約理由
国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。
国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。
なお、本業務である医療費助成におけるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費は、保険者への療養費の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。
業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課医療助成グループ（06 - 6208 - 7971）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市重度障害者医療費助成にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局

3 随意契約理由

この業務は、療養給付の自己負担額から一部自己負担額を除いた費用の審査及び支払に関する事務を行っている。

社会保険にかかる療養の給付費用の支払及び審査業務は、社会保険診療報酬支払基金法第 15 条に業務として明記されており、同条第 3 項に「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる」と規定されている。

社会保険者は、社会保険診療報酬支払基金を通じて療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を委託しているため、公費併用での請求となる公費負担医療についても、保険者とともに同団体に委託せざるを得ないため、社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課医療助成グループ（06-6208-7971）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市国民健康保険 第三者行為損害賠償求償事務業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会（以下：国保連合会）

3 随意契約理由

国民健康保険法第 64 条第 4 項において、保険者が第三者行為損害賠償の求償事務を委託できるのは同法第 45 条第 5 項に規定する国保連合会のみであると定められており、法令等の規定により履行できるものが特定される業務のため、国保連合会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課給付グループ

（電話番号 06-6208-7967）

随 意 契 約 理 由 書

- 1 案件名称
大阪市国民健康保険診療報酬明細書・療養費支給申請書審査支払等処理及び
保険者レセプト管理システムに関する業務委託（単価契約）

- 2 契約の相手方
大阪府国民健康保険団体連合会

- 3 随意契約理由
国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、国保総合システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課給付グループ（06 - 6208 - 7967）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 7 年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）

2 契約の相手方

ひろせクリニック 外 58 か所

3 随意契約理由

本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。

大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称
令和 7 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・通常分）（単価契約）

2 契約の相手方
株式会社 FelizGate 外 18 か所

3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。

大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約済み。）

4 根拠法令
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

- 1 案件名称
令和 7 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・継続分）（単価契約）

- 2 契約の相手方
株式会社 FelizGate 外 19 か所

- 3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。また、その性質上、年度をまたがっての利用者も多く存在し、当該年度の利用として、次年度においても継続した指導を行う場合があるため、「通常分」とは別に「継続分」として契約を行う必要がある。

大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と引き続き特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約を行う。）

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

- 1 案件名称
令和 7 年度大阪市国民健康保険特定健診・特定保健指導費用支払い等業務委託（単価契約）

- 2 契約の相手方
大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、また、高齢者の医療の確保に関する法律により、特定健康診査の運用等について保険者の支援を行うことが規定されており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、特定健康診査及び特定保健指導については、医療保険の診療報酬と同様に医療機関で実施し、本市に費用の請求があることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06 - 6208 - 9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和7年度大阪市国民健康保険特定健診等共同処理事業に係る特別処理業務（特定健診等データ管理システムの追加機器等に係る保守管理等）（単価契約）

2 契約相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険の特定健康診査事業及び特定保健指導事業においては、国の指導により全国的な費用決済が必要であり、取扱医療機関等からの健診結果等の報告及び費用請求を、電子データにより共同処理を行うことが国において定められていることから、本市においては、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）の「特定健診等データ管理システム」を利用して、特定健康診査等の各業務を行っている。

この「特定健診等データ管理システム」については、各区役所窓口サービス課における特定健康診査等関連業務においても必要となってくることから全区用に設置しており、また各区保健福祉センターにおいても、同様の業務に供するために、システム端末等を追加設置している。（このシステムにかかる機器のうち、窓口サービス課設置分に係る保守管理、回線使用料については、レセプト管理システム側が負担。）

上記共同処理について、市内全区に渡る大量の情報量を迅速かつ正確に一括管理が出来るシステムを構築できているのは、国保連設置の同システム機器等以外に存在しないことから、この共同処理に係る特別処理保守管理等業務について、国保連と随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

- 1 案件名称
令和 7 年度大阪市国民健康保険特定健康診査受診結果通知表等作成業務（単価契約）

- 2 契約の相手方
大阪府国民健康保険団体連合会

- 3 随意契約理由
「高齢者の医療の確保に関する法律」において、国民健康保険団体連合会は特定健康診査の運用等について、保険者の支援を行うことが規定されているとともに、審査支払業務の委託にあたり、国民健康保険団体連合会は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に規定されている特定健康診査の決済代行機関としての基準を満たしている。さらに、同会は国民健康保険法第 83 条に基づく公法人であり、保険者の事務を円滑に進めることを目的としており、本市国民健康保険も同法第 84 条に基づき会員となっていることから、特定健康診査の審査支払業務を大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）に委託している。

また、健診結果等の報告及び費用請求は電子データにより行うことが国において定められていることから、医療機関からの費用請求に付随して、健診結果を国保連が受領しており、同会が運用している特定健診等データ管理システムに健診結果や指導状況を蓄積し、本市が国への報告資料の作成を行っている。

本業務は、特定健康診査の受診結果に基づき、特定保健指導の対象を選定するとともに、対象となった被保険者への結果通知を作成するものであるが、健診結果の通知や特定保健指導の実施にあたり、特定健診等データ管理システムによる一体的処理が必要であることから、同システムを運用している国保連と随意契約を締結するものとする。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称
令和 7 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務委託(集合契約・通常分)(単価契約)

2 契約の相手方
一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由
本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。
業務を委託するうえで、本来ならば、大阪府内の保健指導取扱機関全てと契約する必要があるが、個々に契約を結んでいくことは現実的ではなく、また府内の保健指導取扱機関を取りまとめている組織は一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という）以外に存在しないため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、仕様上必要となる基準や体制が担保された、大阪府医師会と随意契約を締結するものとする（大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関については、個別に契約を行う。）。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務委託（集合契約・継続分）（単価契約）

- 2 契約の相手方
一般社団法人大阪府医師会

- 3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。また、その性質上、年度にまたがっての利用者も多く存在し、当該年度の利用として、次年度においても継続した指導を行う場合があるため、「通常分」とは別に「継続分」として契約を行う必要がある。

業務を委託するうえで、本来ならば、大阪府内の保健指導取扱機関全てと契約する必要があるが、個々に契約を結んでいくことは現実的ではなく、また府内の保健指導取扱機関を取りまとめている組織は一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という）以外に存在しないため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、仕様上必要となる基準や体制が担保された、大阪府医師会と随意契約を締結するものとする（大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関については、個別に契約を行う。）。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和7年度大阪市国民健康保険特定健診受診率向上のための受診勧奨通知の作成及び発送等業務(単価契約)

2 契約の相手方

株式会社 JMDC

3 随意契約理由

大阪府国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という)は、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、特定健康診査の運用等について保険者の支援を行うことが規定されているとともに、審査支払業務の委託にあたり、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に規定されている決済代行機関としての基準を満たしている。さらに、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、保険者の事務を円滑に進めることを目的としており、本市国民健康保険も同法第84条に基づき会員となっている。以上の理由により、本市は、特定健康診査の審査支払業務を国保連に委託している。

本業務は、過去5年分の特定健康診査の健診結果・健診履歴等を分析し、受診勧奨の対象を選定するとともに、対象となった被保険者への受診勧奨通知を作成するものであるが、本市が過去5年分の膨大な特定健康診査の健診結果等を抽出するためには、別途管理しているシステムを大幅に改修する必要がある。

国保連は、特定健康診査の審査支払事務を請け負っていることから、健診結果等を体系的に有しているが、国保連と協議したところ、国保連が府内市町村から本業務を直接請け負うことはできず、国保連が3社(㈱JMDC、㈱キャンサースキャン、ジェイエムシー㈱)を選定のうえ特定健診受診率向上対策事業に係る共同実施契約を締結し、これらの情報を本市に提供している。

本市では、令和6年度より特定健康診査未受診者対策として、ハガキ・SMSによる受診勧奨に加え、府内の特定健康診査取扱医療機関(約4,300か所)を手間なく検索し予約が可能なWebサイトの作成により、個別医療機関受診へのアクセスの向上を図っている。また、本市の特定健康診査対象者にかかる膨大なデータを年代別・受診年度別・受診月別・受診履歴別・勧奨方法別・行政区別など、様々な切り口で分析することで、次年度事業実施に向けた各受診勧奨事業の費用対効果等を検証する必要がある。

国保連が共同実施契約を締結している3社のうち、特定健診案内Webサイトの作成及び事業に係る様々な切り口での分析・効果検証が可能であるのは㈱JMDCおよび㈱キャンサースキャンであり、この2社の見積を比較した結果、委託料が低額である㈱JMDCと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ(06-6208-9876)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称
令和 7 年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（集団健診同時実施分）（単価契約）

2 契約の相手方
医療法人 星敬会

3 随意契約理由
本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3 か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。
各区保健福祉センター等で実施する集団健診当日に特定保健指導の該当者であると判定された者のうち、特定保健指導の当日実施を希望する者については、健診実施後すぐに特定保健指導の初回面接を実施することで、利便性の向上および特定保健指導実施率の向上につなげることができる。また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（0 6 - 6 2 0 8 - 9 8 7 6）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称
大阪市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方
ジェイエムシー株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、高額な医療費を要する糖尿病性腎症の重症化の恐れがある被保険者を抽出し、対象者へ医療機関への受診勧奨を行うとともに、重症化予防に向けた生活習慣改善指導を行うことで、医療費適正化を図るものである。本事業の実施にあたり、より効果的な受診勧奨と生活習慣改善指導の利用勧奨を行うことが重要であり、被保険者の症状に合わせた効果的な助言や、生活習慣改善指導を利用することのメリットを経験に基づき説明できることが必要である。また、生活習慣改善指導の実施にあたっては、指導内容のみならず、6か月間の生活習慣改善指導を被保険者が継続して利用できる為の様々な創意工夫について、専門的なノウハウが必要となる。よって、本業務の性質及び目的が競争入札に適さず、また、予算の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において、意見を聴取した結果、ジェイエムシー株式会社が契約相手方として最適であるとの結果であったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（電話番号 06-6208-9876）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 7 年度大阪市後期高齢者医療訪問歯科健康診査及び重症化予防事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

後期高齢者は、複数の疾患を有するとともに、加齢に伴う低栄養、抵抗力低下に伴う誤嚥性肺炎等の発症等につながることも多く、疾病の重症化予防が必要となっている。

通院による歯科健診については、後期高齢者に対する保健事業の実施主体である大阪府後期高齢者医療広域連合が実施しているが、通院することができない高齢者は、歯科健診を受診することができない状況にあり、訪問による歯科健診を実施する必要がある。

更に高齢者の重症化予防の観点から、今後の高齢者の保健事業を推進するにあたり、業務のあり方や効果的な普及・啓発手法の検討を行うことが重要であるが、実施にあたっては専門的な知識を必要とする。

本事業の実施に際し、健診結果を集約し高齢者の重症化予防の観点から調査研究を行うことのできる高度な知識を持ち、且つ様々な理由により、通院での歯科健診を受診することが出来ない、受診希望者のニーズに添った訪問歯科健診の実施機関についての選定を適正かつ迅速に行い、進捗状況の管理についても的確に行うことが出来るのは、市内の多くの医療機関を会員として取り纏めている一般社団法人大阪府歯科医師会（以下「大阪府歯科医師会」という）以外に存在せず、『当該業務の履行が可能な業者が特定される業務』であることから、大阪府歯科医師会と随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市総合福祉システム改修業務 11（大阪市子育てサポートアプリの運用に係る情報連携機能／令和7年度）

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

（1）選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

（2）選定理由

株式会社NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 後発医薬品差額通知書作成業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会（以下：国保連合会）

3 随意契約理由

後発医薬品差額通知の作成にあたっては、医療機関等から提出された診療報酬明細書（レセプト）の内容をデータ化し、先発医薬品と後発医薬品との差額の算定を行い、後発医薬品への切替え対象を抽出することから、レセプトデータの処理を円滑に行うことが前提となる。

現在、医療機関等から提出されたレセプトは、大阪府国保連合会において審査を行った後、大阪府国保連合会保険者レセプト管理システムにより、膨大なレセプトデータを管理しており、大阪府国保連合会に本業務を委託した場合、後発医薬品差額通知の対象となるデータの抽出作業はレセプトデータの処理と平行して行うことができるため、抽出作業について費用が発生せず、被保険者にも迅速に通知することができ、より一層の効果が得られる。

また、効果的な通知対象の選定にあたっては、差額通知の送付を受けた対象者の受診行動の変化といった直接的な効果についての分析能力とともに、府下全域の市町村国保、国保組合や広域連合における後発医薬品の動向についても把握している必要があるが、この条件を満たすことができるのは大阪府国保連合会のみである。

以上の理由により、同法人と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課給付グループ

(電話番号06-6208-7967)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和 7 年度大阪市国民健康保険「国保人間ドック」事業業務委託（単価契約）

2. 契約の相手方

仕様上必要となる基準や体制が確保された医療機関

3. 随意契約理由

国民健康保険法第 82 条（以下、「同条項」という。）では、市町村は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の大阪市国民健康保険被保険者（以下、「被保険者」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされている。本事業は、同条項に基づき、被保険者の健康保持と疾病予防を目的として昭和 56 年から継続して実施している。

令和 7 年度に本事業の対象となる被保険者は、約 40,000 人であり、事業エリアは市内全域に及ぶことから、これら被保険者への対応は 1 事業者で賄えるものではない。また、大阪市域を分割する場合は行政区単位にならざるを得ないところ、本事業では、被保険者の身近な地域で受診可能な施設を広く開設することで、受診率の向上を図ることを目的としており、特定の事業者による実施は馴染まないところである。

今後も高齢化等の進展により、被保険者の健康保持、増進及び生活習慣病の重症化予防は一層重要となることから、対応できる事業者を拡大していく必要がある。

以上のことから、地域を特定せず、大阪市域全体において仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者すべてを契約相手方とする。

【参考：国民健康保険法第 82 条】

第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随意契約理由書

1 案件名称

介護予防に取り組む介護事業者支援調査業務委託

2 契約の相手方

デロイト トーマツリスクアドバイザー合同会社

3 随意契約理由

本業務は、被保険者が要支援、要介護の状態にならないために、「介護予防取組紹介事業」及び「介護事業者インセンティブ事業」を実施するにあたり、全国の自治体での取り組み内容の調査、調査内容を踏まえた民間事業者の視点から助言を得ること目的としており、民間事業者の提案する技術力、ノウハウを総合的に見極めることにより、より一層の成果が期待できるものであり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、デロイト トーマツリスクアドバイザー合同会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、デロイト トーマツリスクアドバイザー合同会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部介護保険課管理グループ

(電話番号 06 - 6208 - 8028)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度大阪市総合福祉システム改修業務 12

(児童福祉法改正に伴う「サポートプラン」作成業務にかかるシステム改修)

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成 15 年 4 月に生活保護システムが、平成 17 年 12 月に福祉五法システムが順次稼働し、平成 27 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTT データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた NTT データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTT データ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(マイナ証利用に係る医療証発行管理機能の追加対応等(こども医療費助成事業))

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成 11 年 4 月から順次稼働をし、平成 29 年 1 月より再構築を、令和 2 年 1 月にはサーバ機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社 N T T データ関西(以下「N T T データ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期

間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。N T Tデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ N T Tデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8246）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務
(重度障がい者医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成事業に係る PMH (Public Medical Hub) への情報連携機能の構築)

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

(2) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国民健康保険等システム」という。)は平成 11 年 4 月から順次稼働をし、平成 29 年 1 月より再構築を、令和 2 年 1 月にはサーバ機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

(2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西(以下「NTTデータ関西」という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム(住基等事務システム、介護保険システム、総合福祉システム)との連携についてもその調整が容易である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

(電話番号：06-6208-8246)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 大阪市介護保険システム改修業務
(介護保険料及び高額介護サービス費、補足給付における基準額の可変対応)

2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

介護保険システムは平成 12 年 4 月の介護保険制度施行から（一部機能に関しては平成 11 年 10 月から）稼働し、平成 29 年 1 月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

介護保険システムは、被保険者数 68 万人以上を対象とした市民生活に直結する介護保険事業をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである介護保険システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

介護保険システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、介護保険システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

介護保険事業は制度改正等が頻繁に実施され、介護保険システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、国民健康保険等システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

介護保険システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり介護保険システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第 13 条第 1 項 c（i）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8246）